

千葉県生涯学習センター

令和2年度事業計画書

千葉県生涯学習センター指定管理者

公益財団法人千葉県教育振興財団

令和2年3月

目 次

第1章 総則	1
1 基本方針	1
2 生涯学習センター事業の基本コンセプト	1
3 重点目標	1
4 事業概要	2
5 生涯学習センター事業体系	3
6 基本事項	8
7 危機管理体制	8
第2章 管理体制	9
1 管理運営の方針	9
2 組織、人員配置	10
3 責任の所在	10
4 その他管理体制	10
第3章 生涯学習事業に関する業務	12
1 生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業	12
2 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業	15
3 指導者等養成事業	24
4 生涯学習に関する調査及び研究事業	30
5 メディア学習に関する事業	31
6 生涯学習活動の支援に関する事業	36
第4章 維持管理業務	39
1 建築物保守管理業務	39
2 建築設備保守管理業務	39
3 清掃業務	54
4 警備業務	66
5 植栽維持管理業務	67
6 敷地内施設維持管理業務	69
7 環境衛生管理業務	69
8 備品等保守管理業務	73

第5章 施設の貸出等の施設管理業務 76

- 1 年間計画 76
- 2 施設貸出業務、利用料金等 76
- 3 利用受付及び使用許可 80
- 4 地下1階フリースペースの運営 81
- 5 駐車場使用料の徴収・納入業務 81
- 6 その他業務 82

第6章 自主事業 83

- 1 幅広い学習ニーズに合わせた講座等の実施 83
- 2 生涯学習センターをPRするために有効なイベント等の開催 84
- 3 生涯学習情報の発信拠点となる展示の開催 85

第7章 モニタリング 86

- 1 モニタリング実施計画 86
- 2 利用者懇談会の実施 86
- 3 第三者評価の実施 86

第1章 総則

1 基本方針

公益財団法人千葉市教育振興財団は、「市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核的施設」という本施設の設置目的を踏まえ、財団の特徴・経験、ノウハウを活かし、指定管理者制度のメリットを最大限に発揮すべく、以下の3点を重視して本施設を管理運営していきます。

- (1) 本施設の管理実績を活かし、課題を克服する運営を行います。
- (2) 財団の有するノウハウを活用したサービスの向上を図ります。
- (3) 市の施策実現に向けた最大限の協力と管理運営の基準等に沿った適切な運営を行います。

2 生涯学習センター事業の基本コンセプト

「千葉市の生涯学習の中核的施設として、千葉市第5次生涯学習推進計画の計画目標（市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める ～学びを通して地域がつながるまち 千葉市～）の具体化に寄与する」ことをミッションと考え、以下の4点を重視して事業を行っていきます。

- (1) 生涯学習センターが家庭・学校や職場・地域をつなぐ場を提供することで、新しい出会いや活動が生まれ、地域の元気・活力の創出に貢献していくことを目指します。
- (2) 一人でも多くの市民が生涯学習に関心を持ち、生涯学習を通じて“市民一人一人の暮らし”が豊かになるよう支援します。
- (3) 一人一人の生涯学習の発展モデルに対応した“つながりのある支援”を目指します。
- (4) 千葉市の生涯学習の中核施設として、多様な生涯学習関連団体等と連携・協力し、市内全域で生涯学習の推進を支援します。

3 重点目標

これまで実施した事業展開の成果と課題を明確にするとともに、市民の新たな学習ニーズに対応した管理運営の充実発展に努めます。

- (1) 利用者の目線に立ち、使い勝手の良さなど利用者からのご意見を踏まえながら、利便性の向上に努めます。
また、施設利用率の向上と利用者の増を目標とし、具体的には、前年度実績の0.5%増を目指します。
- (2) 令和2年度ボランティアコーディネーター件数は、260件を達成することを目指します。調査・資料室や2階ラウンジ等を積極的に活用し、ボランティア登録者の活動紹介や、登録者が活動をアピールすることができる場を広く提供します。
- (3) 市民の学習ニーズに応えるために、「学びの機会」を総合的に提供します。「ちば」を学び親しむ「ちばカレッジ」、社会の要請に基づく「現代的課題学習」等の各種事業を展開します。また、自主事業では、独自の学習ネットワークを活用した連携事業を実施することにより、生涯学習センターのPR・利用促進に努めます。令和2年度末には、延べ受講者数35,000人の達成を目指します。
- (4) 「郷土に関する事業」として、千葉に関する歴史、文化等の関連事業を、千葉市と連携・協力して開催することにより、郷土理解・郷土愛を深め郷土教育の振興を図ります。
- (5) 地域の方々や利用者、学識経験者との率直な意見交換の場としての「利用者懇談会」を開催し、施設に対する評価や新たなニーズの把握に努めます。
- (6) 職員の外部研修等への積極的な派遣及び通信講座の受講を薦めるなど、各種の資格取得を推進し、資質の向

上に努めます。

4 事業概要

市民ニーズに基づいた学習活動を総合的に支援していくため、以下の事業を行います。

- (1) 生涯学習情報の収集・提供及び生涯学習相談事業
- (2) 生涯学習講座・講演会等の開催事業
- (3) 指導者等養成事業
- (4) 生涯学習に関する調査及び研究事業
- (5) メディア学習事業
- (6) 生涯学習活動の支援に関する事業
- (7) 施設の維持管理業務
- (8) 施設の貸出等の施設管理業務
- (9) 広報活動に関する事業
- (10) 自主事業

5 生涯学習センター事業体系

(1) 生涯学習情報の収集・提供・相談事業

- └─生涯学習に関する案内情報の整備・提供┐└─生涯学習情報の収集・整備・提供
- └─普及啓発事業
- └─生涯学習情報誌「ちばまなびの森」の発行
- └─生涯学習センター講座・イベント情報の発行
- └─生涯学習センターホームページの運用
- └─企画展示「1階展示ケース他」
- └─生涯学習関連図書資料の収集┐└─専門情報の収集・整備
- └─調査・資料室の運営
- └─蔵書管理システムの運用・管理
- └─生涯学習相談┐└─生涯学習相談員による生涯学習相談
- └─生涯学習広場及び調査・資料室における相談
- └─ボランティアコーディネート
- └─生涯学習出前相談
- └─生涯学習相談員の養成
- └─公民館との連携

(2) 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業

- └─ちばカレッジ（2講座）
- └─現代的課題学習┐└─多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むテーマ
- └─防災教育（1講座）
- └─スポーツ振興（1講座）
- └─超高齢社会の進展（6講座）【拡充】
- └─保健福祉（3講座）【新規】
- └─国際理解・国際交流（4講座）【拡充】
- └─消費者教育（2講座）【拡充】
- └─法教育（1講座）【新規】
- └─キャリア教育の支援
- └─キャリアプランニング講座（2講座）
- └─キャリアアップ講座（11講座※うち7講座はメディア学習事業再掲）【新規】
- └─子どものハローワーク講座（2講座）【拡充】
- └─家庭教育の充実に関する支援
- └─家庭教育講座（2講座）【拡充】
- └─わらべうたと絵本の会
- └─わらべうたと絵本の会<1歳児>（毎月1回・12講座）
- └─わらべうたと絵本の会<2歳児>（毎月1回・12講座）
- └─親子のふれあい講座（9講座）【拡充】
- └─孫育ち講座（1講座）
- └─子ども読書講座（1講座）

(10) 自主事業

- └─幅広い学習ニーズにあわせた講座等の実施
 - | └─民間事業者等との協力による講座（12講座）
 - | └─専門性、特色を活かした大学との公開講座（2講座）
 - | └─生涯学習アカデミーちば（1講座）
 - | └─財団職員の専門性を生かした講座（2講座）
- └─生涯学習センターをPRするために有効なイベント等の開催
 - | └─生涯学習センター夏祭りの開催（1回）
 - | └─新鮮野菜市等の開催（2事業）
 - | └─音楽コンクール等の誘致（5事業）【拡充】
- └─生涯学習情報の発信拠点としての展示等の開催
 - | └─ちばが学べる施設紹介展示（1回）
 - | └─遺跡調査の報告展示（2回）

6 基本事項

千葉県生涯学習センター設置管理条例及び千葉県生涯学習センター管理規則のほか関係法令を遵守します。
 また、公の施設の管理ということを踏まえ、市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理をします。
 また、事故による被害に備え引き続き公民館総合保障制度に加入します。

7 危機管理体制

基本協定に基づき作成した、受付マニュアル、危機管理マニュアル、接遇マニュアルなどを職員に周知徹底させ利用者への対応に万全を期します。

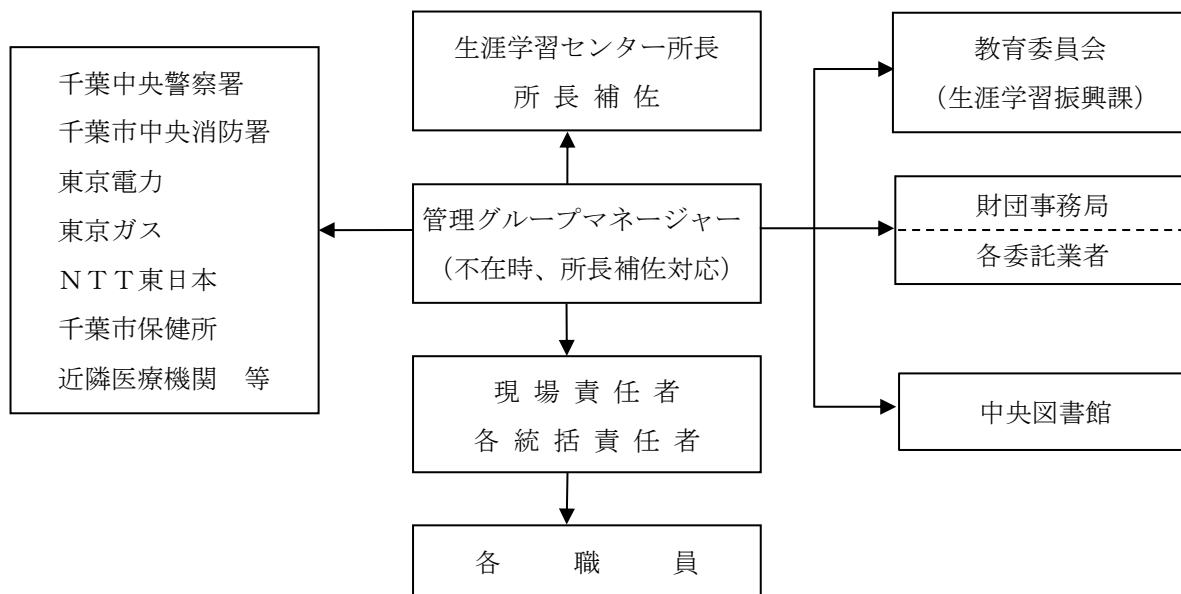
(1) 危機管理

施設利用者の安全確保のため、警備員及び管理カメラにより施設内の事故・災害に備え、危機管理マニュアルに基づき職員研修を行うことにより職員全員に周知徹底します。

また、消防署に届ける消防計画書に基づき、年2回の防災訓練を実施します。

(2) 緊急時の連絡体制

- ① 管理グループマネージャーを中心として、警察・消防をはじめとした関係機関、教育委員会、中央図書館、財団事務局、各委託業者に対して迅速に連絡・報告ができる「緊急連絡体制」を構築します。
- ② 生涯学習センター職員の連絡網を作成し、緊急時の対応に万全を期します。
- ③ 事故・災害が発生した際には、現場職員が「危機管理マニュアル」に基づき的確に対応するとともに、「緊急連絡網」の中心となる管理グループマネージャーに速やかに連絡を行います。



(3) リスク対応

施設利用者の事故・災害による被害に備え、引き続き公民館総合保障制度に加入します。

※公民館総合保障制度の概要

賠償責任補償	1事故あたり2億円
行事傷害補償	死亡等1,000万円、 入院1日あたり6,500円 通院1日あたり3,000円
弔意金・見舞金	1件あたり10万円（急性疾病入院は1万円）

第2章 管理体制

1 管理運営の方針

(1) 基本的な考え方

- ① 効率的かつ安定的な組織体制の構築と人員配置を行います。
- ② 責任の所在を明確化するとともに、迅速な意思決定が可能な業務の実施体制を構築します。
- ③ あらゆる事態にも速やかに対応できる緊急連絡体制を整えます。

(2) 人員配置の方針

① 公益財団法人千葉市教育振興財団・生涯学習センター

公益財団法人千葉市教育振興財団・生涯学習センターの担当する業務に関しては、管理グループと学習支援グループ、学習推進グループにより、業務運営の効率化を図ります。

それぞれのグループには、当センターの業務に長年にわたり携わってきた経験豊富な職員を継続して配置することにより安定的な管理運営を行うとともに、退職者が生じた場合には、生涯学習事業に精通した人材を新たに雇用することなどにより、多様化する市民のニーズに的確に対応します。

② 業務委託先企業

委託を行う業務に関しては、当センターと同様の施設の業務に携わった実績があり、経営の安定した専門業者を選定します。また、万一、委託業者の事業継続が困難になった場合に備え、あらかじめ代わりに業務委託ができる業者を把握しておくなど、当センターの管理運営に支障が生じることのないよう万全を期します。

※再委託にあたっては、原則として希望型指名競争入札制度による入札を行います。ただし、予定価格が100万円未満の案件については、事務の効率化を図るため随意契約とし、市内業者を優先したうえで、複数の者から見積もりを徴します（再委託予定業務・選定方法・相手先は、下記のとおり）。

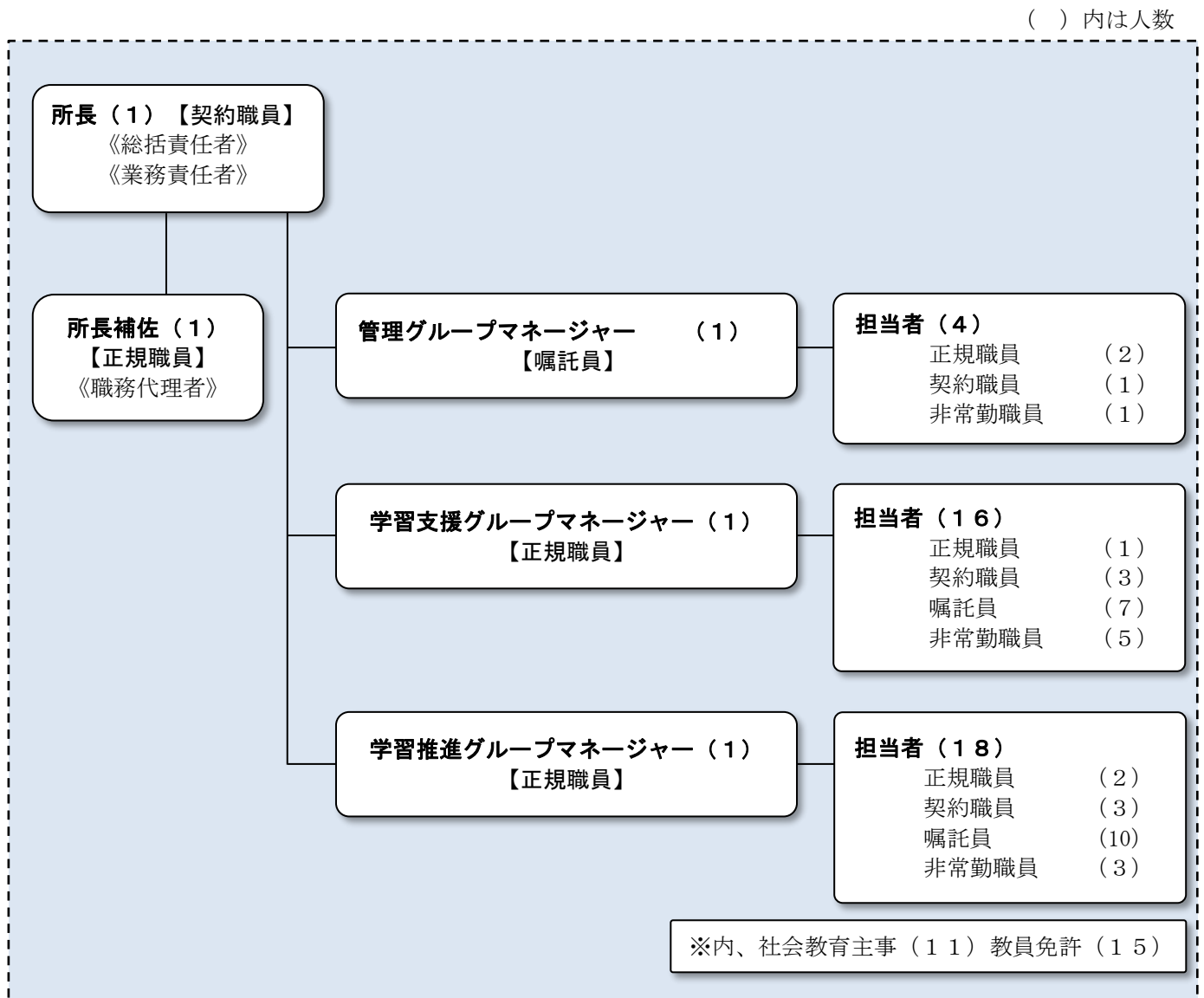
再委託業務	選定方法	再委託先	契約相手先所在地 (町名まで)
施設維持管理業務	希望型指名競争入札	新生ビルテクノ(株)千葉支店	千葉市中央区新町
ホール運営・受付・マルチメディアサポート業務	希望型指名競争入札	(株)シグマコミュニケーションズ	東京都品川区西五反田
警備業務	希望型指名競争入札	コスモセキュリティ(株)	千葉市中央区神明町
調査研究業務	希望型指名競争入札	未定	
パソコン等講座運営業務	随意契約 (100万未満)	未定	

2 組織、人員配置

(1) 職員数 43人

正規職員 8人、契約職員 8人、嘱託員 18人、非常勤職員 9人

(2) 運営体制図



3 責任の所在

- (1) 指定管理業務全般の総括責任者及び業務責任者は、所長が務め、職務代理者は、所長補佐が務めます。
- (2) 当財団では、管理、学習支援及び学習推進の各グループの統括責任者としてマネージャーを配置します。
- (3) 常駐の委託業者についても責任者を選任させます。

4 その他管理体制

(1) 管理運営に必要な規程等

管理業務を実施するにあたり当財団が作成・使用しているマニュアルは次のとおりです。

なお、文書管理規程については「公益財団法人千葉県教育振興財団文書取扱規程」を準用しますが、指定管理者が行う業務とされているうち「管理運営業務」、「使用許可業務」に伴い作成される文書については

同規程の「事業実績に関する書類」として保存期間を5年と定めます。

- ① 千葉市生涯学習センター受付マニュアル
- ② 千葉市生涯学習センター接遇対応マニュアル
- ③ 千葉市生涯学習センター危機管理マニュアル
- ④ 千葉市生涯学習センター使用許可審査基準

第3章 生涯学習事業に関する業務

1 生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業

(1) 生涯学習に関する案内情報の整備・提供

① 生涯学習情報の収集・整理・提供

積極的に最新のポスター・チラシ、パンフレット等の案内情報の収集・整理を行い、わかりやすい情報発信となるよう改善に努めます。また、閲覧するチラシ等の一部は、持ち帰りができるように市民に提供します。

案内情報は、施設別にファイリングして配架の有無等が探しやすいように、配置期限や依頼先等適切に管理するとともに、学習相談等で活用していきます。

生涯学習広場の運営

開室時間	9:00～21:00（休館日・年末年始を除く）※
構成	資料コーナー、相談コーナー、雑誌コーナー、閲覧コーナー
提供資料	施設案内、講座案内、イベント案内、専門学校、大学、大学院、社会人入試・公開講座、通信教育、仕事・資格取得、定期刊行物、名簿・サークル一覧、参考資料等 【ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット、図書・雑誌、その他】

※生涯学習広場に専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、配架資料の受付を行うとともに、市民からの相談に的確に対応します。（受付時間 9:00～17:00）

② 普及啓発事業

ア 生涯学習センター講座・イベント情報の発行

生涯学習センター主催講座や上映会、催物の案内を年6回発行し、生涯学習センターに配架します。また、学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等に配布するほか、生涯学習センターホームページで公開します。

予定発行部数：8,000部、年6回

令和2年度 予定発行月：4月 6月 8月 10月 12月 2月

イ 生涯学習情報誌（ちばまなびの森）の発行

生涯学習に関する情報誌は、年3回発行し生涯学習センターに配架します。

また、学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等に配布するほか、生涯学習センターホームページで公開します。夏休み前の号（7月号）を市内の小・中学校・特別支援学校の児童・生徒に配布し、夏休みにおける生涯学習施設の利用や親子でのイベント参加を促すなど、児童・生徒の学習活動の促進を図ります。

発行時期及び部数（予定）

令和2年度予定 7月80,500部、11月9,700部、3月9,700部 年3回

ウ 生涯学習センターホームページの運用

生涯学習センターを利用する人に限らず、様々な人に対してわかりやすいホームページの作成に努め、生涯学習センターに関する情報や利用施設及び主催事業等の千葉市内の生涯学習情報を総合的に提供します。また、『ちば市政だより』に掲載する講座・教室情報とイベント情報は、市政だよりの発行（毎月1日）に合わせてホームページで公開するとともに、生涯学習広場に配架するイベント情報や公民館講座・サークル情報も随時公開します。

フェイスブック等を活用し、情報提供の充実に努め、サイト内のキーワード設定を適切に行います。

エ 企画展示

市民の生涯学習に対する関心を高めるため、講座の紹介や地域の生涯学習活動、ちば生涯学習ボランティアセンター登録者の活動実績や生涯学習活動に役立つ資料を、1階展示ケース、生涯学習広場、調査・資料室等で展示します。

(2) 生涯学習関連図書資料の収集

① 専門情報の収集・整備

生涯学習・社会教育に関する図書、刊行物、行政資料、関係機関・団体の資料、雑誌等の専門情報を購入や寄贈等によって収集・整備します。また、収集した図書資料は、蔵書管理システムに登録し、整備して配架します。

無断持ち出し防止装置に対応した磁気テープを貼付し紛失を防止するとともに、毎年蔵書点検を行います。また、資料の収集・管理を適正に実施します。

専門情報の収集・整備にあたっては、千葉市図書館情報ネットワーク協議会、専門図書館協議会に加盟し、高度な専門情報の収集・整備に努めます。

② 調査・資料室の運営

調査・資料室に専門の職員（生涯学習相談員兼コーディネーター）を配置し、資料閲覧の受付を行うとともに、市民からの相談等に的確に対応します。

市や財団及び生涯学習センター・公民館の職員をはじめ、センター施設ボランティア、「ちば生涯学習ボランティアセンター」の登録者及び市内の小・中・特別支援・高等教育機関等の職員に対して図書・資料の貸出を実施します。

資料閲覧用のテーブルを配置し、気軽に調査・資料室を利用できるようにします。また、「ちば生涯学習ボランティアセンター」のボランティアコーディネーターも行います。

入室者数は、市へ報告します。

開室時間	9：00～17：00（休館日・年末年始を除く）
提供資料	図書（刊行物、行政資料、団体資料、雑誌合本約25,000）、雑誌（約50）
運営内容	図書・資料の貸出、閲覧受付、生涯学習相談等

③ 蔵書管理システムの運用・管理（情報館）

収集した資料の書誌情報はデータ化して適正に管理するとともに、蔵書データベースをホームページから検索できるようにして、利用者の利便を図ります。また、データは随時更新し利用の促進に努めます。さらに、企画展示ごとに登録データを更新し、展示しているテーマの表示を明確にするるとともに、ホームペー

ジ上で閲覧できるようにします。

(3) 生涯学習相談

① 生涯学習相談員による相談

ア 生涯学習広場及び調査・資料室における相談

専門の職員（生涯学習相談員等）を配置し、市民の生涯学習に関する相談にきめ細やかに対応します。相談者の生涯学習活動が更に発展していくよう、次なるステップを意識した助言や必要な情報の提供をします。相談は面談、電話だけでなくファクシミリ、メール等からも受付を行い、的確な情報を提供します。

また、相談内容の記録を蓄積し、かつ相談員の間で共有化することによって、複数の相談員で行っている学習相談業務を円滑に進め、利用者の相談に対応します。

受付時間	9：00～17：00（休館日・年末年始を除く）
受付方法	面談（1階生涯学習広場、2階調査・資料室） 電話、ファクシミリ、郵便、相談票、電子メール
内 容	講座・教室、イベント、施設、団体・グループ、講師・指導者、教材・機材、資格、情報源（資料等）、学習計画・立案等、その他
担 当	生涯学習相談員兼ボランティアコーディネーター対応（6人）

イ ボランティアコーディネート

登録ボランティアに活動の場を提供するため、ホームページ等により広報活動を行い市内公共施設等の依頼に応じてボランティアコーディネートを行います。また、必要に応じてコーディネート成立後も、依頼者及び登録ボランティアが前向きに活動に臨めるようボランティア活動の支援を行います。

ウ 生涯学習出前相談等

子どもルーム・放課後子ども教室の事業説明会や研修会等に出向き、学習相談やボランティアセンターの紹介を行います。また、より多くの市民の生涯学習活動の促進を図るため、公民館との連携を一層強め、必要に応じて生涯学習相談員を派遣し、生涯学習相談を実施します。

② 生涯学習相談員の養成

生涯学習に関する専門的な知識や技能を習得する研修を実施するだけでなく、他の生涯学習施設の現地研修や他機関職員などとの交流を図ることによって相談員の資質の向上を図ります。

研 修 名	主 催	会 場	時 期
相談員初任者研修	生涯学習センター	生涯学習センター	4月～5月
相談員専門研修	生涯学習センター	未定	5月

上記の他、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、さわやかちば県民プラザ、千葉市図書館情報ネットワーク協議会、日本ボランティアコーディネーター協会、日本社会教育学会、専門図書館協議会、蔵書管理システム運営会社等が開催する研修会等に必要に応じて派遣します。

また、社会通信教育協会（通信講座）の受講を薦め、職員の生涯学習コーディネート力等資質の向上を図ります。

③ 公民館との連携

各公民館で実施される学習相談について、これまで生涯学習センターで培ってきた学習相談業務に関するノウハウ（相談受付票・情報提供のためのデータベース等）を共有し、連携を図ります。また、より多くの市民の生涯学習活動の促進を図るため、公民館との連携を一層強め、必要に応じて生涯学習相談員を派遣し、生涯学習相談を実施します。

2 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業

市民が生涯学習の中で自己実現を図り、社会の課題や地域の実情に目を向け、自ら学ぼうとする意欲と能力を培い、課題解決に取り組む主体的な態度を養うことができるよう、学習の機会を提供していきます。

また、従来の現代的課題の中で必要とされてきた「社会性」「公共性」「現代性」「緊急性」といった観点と併せて、より市民の実態に合い、千葉市の強みを活かした「千葉市らしさ」のある学習機会の提供を行います。この点においては、地域の人材や各種施設・機関等と連携し、地域のネットワークを活用していきます。

事業実施にあたっては、個人の要望とともに、社会の要請にも重点を置き、市民一人ひとりの生涯学習活動の支援が、よりよい地域社会の形成に繋がっていくという視点をもって行います。市民の継続的な学習のニーズに応えられるよう、多様なプログラムを展開するとともに、より主体性の高い学習に繋がっていくよう事業を展開していきます。

(1) ちばカレッジ

千葉市とその周辺を「ちば」と定義し、「ちば」に関わる事象等を対象にして、多角的・専門的・総合的な学習プログラムにより、「ちばを学び深める学習」を実施します。また、「ちばへの興味・関心→発見・発掘→郷土意識の高揚→地域参加」を意識したプログラムの展開を図ります。

なお、受講料は各6,000円（障害者は半額）です。

① 「平和都市ちばの歩み」

目的 (ねらい)	千葉市制100年の発展を戦争体験と平和を視点として振り返り、これからの千葉市民に活かせることは何か、学ぶべきことや大事にするべきことは何かを探る。
対象	市民
時期	5月～1月
時間・回数	2時間×10回 1講座
定員	30人
内容	講義とともに訪問見学・現地研修などを実施。最終回では、学習の成果としてレポート発表を行う。自衛隊基地訪問見学、猿島訪問見学等を予定。

② 「ちばの発展と鉄道」

目的 (ねらい)	千葉市制100年の発展を鉄道の発展を視点として振り返り、これからの千葉市民に活かせることは何か、学ぶべきことや大事にするべきことは何かを探る。
対象	市民
時期	5月～1月
時間・回数	2時間×10回 1講座

定 員	30人
内 容	講義とともに訪問見学・現地研修などを実施。最終回では、学習の成果としてレポート発表を行う。同じく100周年を迎える京成電鉄の協力を得て、京成電鉄車両基地の見学、京成電鉄押上駅を最寄り駅とするスカイツリーの見学等を予定。

(2) 現代的課題学習

現代的課題を、社会の急激な変化に対応し人間性豊かな生活を営むために人々が学習する必要のある課題と定義し、社会の要請と併せて、各種調査の結果から得た市民ニーズ、学習者の声などの実態を踏まえてプログラム化を図ります。

実施にあたっては、幅広い世代の学習ニーズを満たすプログラムを作成し、土曜日・日曜日の講座の実施や働く世代に関わるテーマにも積極的に取り組んでいきます。

これらのテーマは、継続的に実施することにより、課題解決のために自ら取り組む主体的な態度を養うことを目的として、講義内容や学習方法を見直し、より効果的な運営を目指します。

① 多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むテーマ

ア 防災教育

目 的 (ねらい)	災害時を想定し、避難生活や平時の備えについての意識を高める学習の機会を提供する。
対 象	市民
時 期	8月
時間・回数	未定
定 員	30人
内 容	避難所運営や自己防災等について学ぶ。

イ スポーツ振興

目 的 (ねらい)	2020東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ関連事業等を実施し、その機運を高める。
対 象	市民
時 期	未定
時間・回数	1. 5時間×1回 1講座
定 員	80～300人
内 容	オリンピック・パラリンピックの機運醸成のための講演会等を開催する。

ウ 超高齢社会の進展

目 的 (ねらい)	超高齢社会の中、中高年世代が抱える課題を掘り起こし、安心して「老い」を迎えられるよう学習の機会を提供する。
対 象	市民(概ね60歳以上)
時 期	① 6月 ② 1～2月 ③ 3月 ④⑤ 未定 ⑥ 9月
時間・回数	未定 6講座
定 員	①～③③ 各40～50人 ④～⑥ 各30人

内 容	①② わかがえり塾（まなサポ11） ③ 60代からのハッピーライフ（学びコム） ④⑤ 未定（千葉市退職校長会との連携事業） ⑥ 健康講座
-----	---

エ 保健福祉

目 的 (ねらい)	市民誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るための学習の機会を提供する。
対 象	①～③ 市民
時 期	① 4月4日(土) ②③ 未定
時間・回数	① 1日 ② 2時間 ③ 2時間×2回
定 員	①② 各300人 ③ 未定
内 容	① 第12回 世界自閉症啓発デーinちば 共催：発達障害者支援センター他（予定） ② 発達障害に関わる講演会 共催：発達障害者支援センター ③ ウォーキング講座

オ 国際理解・国際交流

目 的 (ねらい)	グローバルな現代社会において、国を越えて、理解・協力し互いに尊敬と信頼をもって共生するための資質や能力を育む。
対 象	①②市民 ③5歳児～小学生 2講座
時 期	①② 未定 ③ 4月26日(日)、2月7日(日)
時間・回数	①② 未定 ③ 30分×1回 2講座
定 員	①② 未定 ③ 各30人
内 容	①北方領土に関わる展示 ②経済・外交・文化・環境問題など時代が抱える課題をテーマとした講座 ③外国語おはなし会 共催：中央図書館

カ 消費者教育

目 的 (ねらい)	自立した消費者として、安心して安全で豊かな生活を営むために必要となる知識(食の安全・安心、悪質商法による被害防止、生活設計に関する課題など)を学習する。
対 象	①②市民
時 期	①5月10日(日) ②1月
時間・回数	①1日 ②2時間×1回
定 員	①300人 ②60人
内 容	①市制100周年記念消費者月間講演会（講演会、相談コーナーなどを開催） ②消費生活講座 ①②ともに共催：消費生活センター

キ 法教育

目的 (ねらい)	市民に法律を身近に感じてもらうとともに、お互いを尊重しながら社会生活を営むために、法律がどのような役割や意義を持っているのかを学習する機会を提供する。
対象	市民
時期	8月
時間・回数	2時間×1回
定員	300人
内容	「子ども六法」の著者山崎聡一郎による講演会 共催：中央図書館

② キャリア教育の支援

常に変化し続ける現代社会の中において、自分のキャリア（生き方・働き方）を、自分自身で描くことができるように支援していきます。

ア キャリアプランニング講座

目的 (ねらい)	社会の実情を知り自己理解を深め、いつまでもいきいきと過ごすためのキャリア形成力を高める学習の機会を提供する。
対象	①② 市民
時期	①② 未定
時間・回数	①② 未定 2講座
定員	①② 各20人
内容	① シニア向けライフ・プランニング講座 ② 女性向けキャリアプランニング講座

イ キャリアアップ講座

目的 (ねらい)	働いている方、就職を考えている方向けに、職場で役立つスキルを中心とした学習機会を提供する。
対象	① パソコンの使用経験が少しある方など ② 市民
時期	① 未定 ② 7月～10月（各月1回）
時間・回数	① 2時間×4回 4講座、2. 5時間×3回 3講座 計7講座 ② 2時間×1回 4講座
定員	①② 各20人
内容	① パソコン講座×7講座 ② しごと応援ゼミ 4講座 共催：男女共同参画センター

※①パソコン講座はメディア学習事業に別掲（中級パソコン講座のうち4講座、上級パソコン講座3講座）

ウ 子どものハローワーク

目的 (ねらい)	日々の仕事に当たる職業人の姿から、「働く」ことに対する多様な価値観、選択肢が存在することを知らせる機会を提供し、小・中学生の職業観を育む。
対象	小・中学生
時期	① 未定 ② 3月
時間・回数	2時間×1回 2講座

定 員	① 40人 ② 未定
内 容	① 講師の携わる仕事の紹介や働くことで得られたこと等について学ぶ。 ② 科学者への道

③ 家庭教育の充実に関する支援

安心して子育てをするための学習の機会と、子育てに関わる人々の交流の場を創ることを目的に実施します。特に、乳幼児を持つ保護者は外出する機会や他の保護者と接する機会が少ないことから、親子で参加できる講座等を重点的に学習の機会を提供します。

なお、一部の講座では託児サービス等を実施します。

ア 家庭教育講座

目 的 (ねらい)	保護者同士の交流と家庭教育の支援を目的として実施する。子どもの発達過程や子育てを行う上での保護者の役割について学ぶ機会を提供する。
対 象	①② 子育て中の保護者
時 期	① 6月 ② 10月～11月
時間・回数	① 2時間×3回 ② 2時間×3回
定 員	① 25人 ② 未定
内 容	子どもたちの成長過程を知り、親としての心構えや伝えるべきことを学ぶ。

イ わらべうたと絵本の会

目 的 (ねらい)	わらべうたや読み聞かせを通して、言葉の楽しさを味わいながら、子どもの感性や想像力を育む学習機会を提供し家庭教育を支援する。
対 象	① 1歳児とその保護者 ② 2歳児とその保護者
時 期	① 4月～3月の第2金曜日 ② 4月～3月の第2金曜日
時間・回数	① 30分×1回 12講座 ② 30分×1回 12講座
定 員	① 15組 ② 15組
内 容	わらべうたと手遊び、絵本の読み聞かせ等 共催：千葉市中央図書館

ウ 親子のふれあい講座

目 的 (ねらい)	親子がふれあう体験を通じて、よりよい親子関係の構築や子どもの健やかな発達を促すとともに、未就園児のいる保護者の情報交換、共有の場を提供し、家庭教育の充実を支援する。
対 象	①～③ 1～2歳児とその保護者 ④ 乳幼児と保護者
時 期	①～③ 未定 ④ 4月、5月、6月、9月、11月（予定）、3月（予定）
時間・回数	①～③ 1時間×1回 3講座 ④ 1時間×1回 6講座

定 員	①～③ 各 20 組程度 ④ 各 10 組程度
内 容	子どもと保護者で簡単にできる手遊びや集団遊び、手作りおもちゃの作製など。 ①～③ 親子あそぼう、④ マミィくらぶ 共催：千葉県社会福祉協議会中央地区部会

エ 孫育ち講座

目 的 (ねらい)	祖父母世代が親世代をサポートして子どもを育てることができるよう支援する。
対 象	市民
時 期	未定
時間・回数	2 時間× 3 回 1 講座
定 員	30 人
内 容	祖父母世代と親世代の子育ての違いなど、孫の健やかな育ちのための知識や最近の子育てを巡る状況について学ぶ。

オ 子ども読書講座

目 的 (ねらい)	中央図書館の児童書研究部門を市民に広く周知するとともに、児童文学への関心を高める学習の場を提供し、家庭教育が充実するよう支援する。
対 象	市民
時 期	9 月
時間・回数	2 時間× 1 回
定 員	80 人
内 容	児童文学をテーマとした講座を実施する。 共催：千葉市中央図書館

カ 子育て講演会

目 的 (ねらい)	子どもの成長や子育てにかかわる正確な情報と、実践的な知識を身につける場を提供する。
対 象	①② 乳幼児を持つ保護者 ③④ 市民
時 期	7 月～ 11 月
時間・回数	①～④ 2 時間程度× 1 回 4 講座
定 員	未定
内 容	①② 医師による子どもの病気等の予防や処置についての解説（託児を実施） 共催：大浜小児科内科医院・弁天保育所 ③ H S C に関する講演会 ④ 教育相談の専門家による講座 共催：千葉市教育センター

④ 青少年の健全育成の支援

子どもたちに人とのふれあいや様々な体験を通して学ぶことの楽しさを伝え、未来を担う子どもたちの育成を支援します。

ア 子どもチャレンジ教室

目 的 (ねらい)	子どもの社会性やコミュニケーション能力、感性などを育む、体験の場を提供し、青少年の健全育成を支援する。
対 象	主として小学生
時 期	4月～3月
時間・回数	時間は未定 18講座
定 員	講座による
内 容	① 夏休み科学工作教室 2講座 ② 夏休み自由研究個別相談会 1講座 ③ 子ども料理教室 2講座 ④ 子ども理科実験教室（小学2～3年生、小学4～6年生向け）各1講座 ⑤ セタかざりをつくろう ⑥ たのしいこくごチャレンジ ⑦ 「千葉市のふれあい子どもかるた」大会 ⑧ 箏のお稽古体験&発表会 ⑨ 千葉公園を歩いて世界に1つの本をつくろう（学びコム） ⑩ 木更津高専サイエンススクエア ⑪ 国立天文台「望遠鏡を作ってちばの夜空を見てみよう」 他
備 考	実施内容に則して、募集方法、定員を設定する。

イ 「青少年の日」フェスタ関連事業

目 的 (ねらい)	「青少年の日」フェスタの趣旨に賛同し、異年齢、異校区の子どもたちが楽しみながら触れ合うことのできる機会を提供する。
対 象	主として小学生
時 期	9月19日（土）
時間・回数	未定
定 員	未定
内 容	子ども向けのイベントを行う。 共催：千葉市・「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実行委員会

ウ 「子ども読書まつり」関連事業

目 的 (ねらい)	千葉市中央図書館の主催する「子ども読書まつり」の趣旨に賛同し、子どもの読書活動を推進するため、言葉や本に親しむきっかけづくりを行う。
対 象	主として小学生
時 期	11月8日（日）
時間・回数	未定
定 員	未定
内 容	子ども向けのイベントを行う。共催：千葉市中央図書館

(3) 郷土に関する事業

ちばの歴史、文化、産業、自然、事象等に関する多様かつ多彩な学習を地域学と捉え、ちばカレッジのような連続講座のみならず、1日講座を含めて、市民が個々のライフスタイルに応じて受講ができるよう、学習機会の充実を図ります。

① 千葉県遺跡発表会 「令和2年度千葉県遺跡発表会」

目 的 (ねらい)	発掘調査の成果報告発表を通して、千葉の歴史についての理解を深める。
対 象	市民
時 期	2月
時間・回数	未定
定 員	250人
内 容	千葉市の最新の遺跡発掘情報を提供し、事例研究を発表する。

② 千葉県遺跡発表会アトリウム展示

目 的 (ねらい)	遺跡発表会関連の埋蔵文化財を展示し、市民への周知を図る。
対 象	市民
時 期	2月
時間・回数	9時～21時 1回
内 容	未定

③ 郷土の食

目 的 (ねらい)	学習や体験を通して、地元千葉の食材や食文化にふれる機会を提供する。
対 象	① 成人 ② 小学4年～中学3年生
時 期	① 6月 ② 未定
時間・回数	① 3.5時間×4回 ② 2.5時間×1回
定 員	① 21人 ② 24人
内 容	① そば打ち体験教室 ② 太巻き祭りずし作り

④ 大人のための社会科見学

目 的 (ねらい)	施設、史跡の見学や様々な体験を通して、郷土「ちば」について学習する機会を提供する。
対 象	市民
時 期	未定
時間・回数	未定
定 員	未定
内 容	パラスポーツに関連した見学や学習を行う。

⑤ 子ども向け地域学講座「千葉市ものしり検定」

目 的 (ねらい)	児童・生徒を対象に千葉市及びその周辺の風土や地理・文化・産業・歴史などについて学ぶ機会を提供し、郷土「ちば」への愛着心や学習意欲の向上等に役立てる。
対 象	小学校3年生～中学校3年生
時 期	7月
時間・回数	2. 5時間×3回
定 員	50人
内 容	千葉市の歴史や地理、エピソードなどについて学ぶとともに、学習成果の達成度をはかる検定(試験)を行い認定証授与する。

⑥ 埋蔵文化財に関する展示

目 的 (ねらい)	最新の遺物を展示し、市内の遺跡について周知を図る。
対 象	市民
時 期	① 7月～9月 ②通年 2回
時間・回数	9時～21時
内 容	① 市内出土品展 ②埋蔵文化財調査センター収蔵品展

⑦ 千葉市立加曽利貝塚博物館との連携講座

目 的 (ねらい)	埋蔵文化財に関する市民への周知と地域学の振興を図る。
対 象	市民
時 期	① 12月～2月 ② 7月25日(土)
定 員	50人
時間・回数	① 2時間×6回 ② 未定×1回
内 容	加曽利貝塚や縄文時代についての最新情報の紹介、加曽利貝塚博物館で開催する企画展の解説など、専門の講師による講義を実施する。

⑧ 千葉市立郷土博物館との連携講座

目 的 (ねらい)	中世を中心とした千葉の様子を知ること、郷土についての興味・関心を深める。
対 象	市民
時 期	未定
定 員	① 30人 ② 300人
時間・回数	① 1. 5時間×3回 ② 4時間×2回
内 容	中世の千葉市周辺の社会状況と千葉氏についての紹介、郷土博物館の展示解説など専門の講師による講義を実施する。 ① 千葉氏をまなぶ ② 千葉市史研究講座

3 指導者等養成事業

(1) 指導者の養成

① 生涯学習指導者研修

ア 基礎研修

目的 (ねらい)	ボランティアをはじめとする市民公益活動や、生涯学習・社会教育活動を円滑に行っていく上で、基礎となる知識を習得する機会を提供する。
対象	市民
時期	① 4月 ② 未定
時間・回数	2時間×1回 2講座
定員	各20人
内容	① 市内の公益活動促進に係る5施設による合同説明会 ② 未定

イ 実践研修

目的 (ねらい)	生涯学習・社会教育関係団体、ボランティアグループの指導者等を対象とし、その活動に必要な実践的な知識や技術を習得する機会を提供する。
対象	生涯学習・社会教育関係団体、ボランティアグループ等で活動している方
時期	①～③ 未定
時間・回数	①～③ 未定
定員	各20人程度
内容	①コミュニケーション（話し方、聴き方等）②参加型学習の手法講座（会議運営技術等） ③広報（広報技術等）等

ウ 学校・地域支援者研修

目的 (ねらい)	学校や地域で活動するために必要な知識や技術を習得する機会を提供し、学校や地域を支援する人材を養成する。
対象	① 放課後子ども教室コーディネーター及び実行委員・学習アドバイザー・教職員等 ② 市立小・中・特別支援学校・PTA・保護者会の新任役員
時期	① 未定 ② 6月27日、7月2日
時間・回数	① 未定×2回 2講座 ② 2.5時間×2回 2講座
定員	①② 各40人程度
内容	① 放課後子ども教室コーディネーター等研修会（講演、実技、情報交換等） 連携・協力：千葉市教育委員会生涯学習振興課 ② PTA・保護者会新任役員研修会（PTA活動についての理解と情報交換等） 共催：千葉市PTA連絡協議会

② 生涯学習関係職員研修

ア 公民館職員研修

目的 (ねらい)	市民の生涯学習活動を支援するために必要な知識や技術を習得する機会を提供し、生涯学習関係職員の育成を図る。
対象	① 職員 ② 館長・副館長 ③ 公民館主事 ④ 中核館職員他
時期	① 5月他 ② 4月 ③ 未定 ④ 未定
時間・回数	① 6時間×1回、3時間×1回 2講座 ② 1. 5時間×1回 1講座 ③ 3時間×2回 2講座 ④ 3時間×1回 1講座
定員	① 未定 ② 各50人程度 ③ 各50人程度 ④ 20人程度
内容	① 社会教育・生涯学習概論、公民館と公民館職員の役割、広報、防災等 ② 防災・避難所運営等 ③ 講座企画、広報、接遇、住民とのコミュニケーション等 ④ 生涯学習相談、学習情報提供、学習活動の支援等

③ 生涯学習コーディネーターの養成研修

ア 地域コーディネーター等研修会

目的 (ねらい)	学校支援地域本部の活動を行なう上で必要となる知識や技術を習得する学習の機会を提供し、地域コーディネーターを養成する。
対象	地域コーディネーター・地域教育協議会委員・学校職員・行政職員・学校支援者等
時期	9月27日
時間・回数	2. 5時間×1回 1講座
定員	50人程度
内容	学校・地域支援活動についての理解を深め、課題解決を図るワークショップ等を通じて、活動に必要な知識や技術を得るとともに、活動者同士の情報交換を行う。 共催：千葉県教育委員会学事課

(2) 学習ボランティア活動の支援

① 施設ボランティア(まなびサポーター)養成研修

ア 施設ボランティア養成基礎研修

目的 (ねらい)	施設ボランティアとして活動するために必要な基礎的知識や技術を習得する学習の機会を提供し、施設ボランティアの養成を図る。
対象	市内在住、在勤、在学の18歳以上の方（高校生を除く）
時期	6月～7月
時間・回数	2時間×6回 1講座
定員	30人程度
内容	施設ボランティア制度や生涯学習ボランティアに関する理解を深めるための学習やコミュニケーションスキルの向上を目的とした実習を行う。
備考	市内の生涯学習関連施設（郷土博物館、加曽利貝塚博物館、美術館、図書館）から、ボランティア養成に関する依頼があった場合は本講座にて受け入れを行う。

イ 施設ボランティア養成フォローアップ研修

目的 (ねらい)	ボランティア活動を行うにあたり必要となる、実践的な知識や技術を身につける学習の機会を提供し、まなびサポーターの育成を図る。
対象	まなびサポーター登録者、または施設ボランティア（まなびサポーター）養成研修基礎講座修了者で、まなびサポーターへの登録を希望する方
時期	7月～3月
時間・回数	未定 1講座
定員	20人程度
内容	未定

② 学習ボランティア活動の支援

ア まなびサポーターによる「デジカメ相談会」（デジカメ分野）

目的 (ねらい)	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、デジタルカメラに関する学習の場を提供することにより、市民と市民の交流を促す。
対象	市民
時期	5月～3月（各月2回程度）
時間・回数	2時間×1回 22回程度
定員	20人
内容	デジタルカメラの操作、画像編集等に関する質問・相談に対し、まなびサポーターが個別に回答やアドバイスを行う。 企画・運営：まなびサポーター「ドリームリーダー」

※市民向けに実施する講座はメディア学習に関する事業に別掲

イ まなびサポーターによる「パソコン相談コーナー」（パソコン分野）

目的 (ねらい)	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民にパソコンに関する学習の場を提供することにより、市民と市民の交流を促進し、パソコン学習の輪を広げる。
対象	市民

時 期	5月～3月（各月5回程度）
時間・回数	2時間×1回 53回程度
定 員	20人
内 容	パソコンに関する質問・相談に対し、まなびサポーターが個別に回答やアドバイスを行う。 企画・運営：まなびサポーター「まなサポ1」「まなサポ2」「まなサポ3」

※市民向けに実施する講座はメディア学習に関する事業に別掲

ウ まなびサポーターによる「ビデオ撮影・編集相談会」（映像記録分野）

目 的 （ねらい）	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民にビデオカメラに関する学習の場を提供することにより、市民と市民の交流を促進し、パソコン学習の輪を広げる。
対 象	市民
時 期	5月～3月（各月2回程度）
時間・回数	2時間×1回 22回程度
定 員	20人
内 容	ビデオカメラに関する質問・相談に対し、まなびサポーターが個別に回答やアドバイスを行う。 企画・運営：まなびサポーター「映像記録ボランティア」

※市民向けに実施する講座はメディア学習に関する事業に別掲

エ まなびサポーターによる市民向け講座（講座支援分野）

目 的 （ねらい）	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民の目線から、地域や市民に必要とされる課題を取りあげる。
対 象	市民または子ども（講座により異なる）
時 期	① 6月 ② 1～2月 ③ 7月 ④ 3月
時間・回数	未定 計 4講座
定 員	①②④ 各40～50人 ③24人
内 容	①② わかがえり塾（まなサポ11） ③ 千葉公園を歩いて世界に1つの本をつくろう（学びコム） ④ 60代からのハッピーライフ（学びコム） 企画・運営：まなびサポーター「学びコム」、「まなサポ11」

※再掲。講座詳細は生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業 現代的課題学習（超高齢社会の進展・青少年の健全育成の支援）に関わる事業に記載。

オ まなびサポーター（映像記録ボランティア）の活動（映像記録分野）

目 的 （ねらい）	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市内の教育・文化等に関わる施設や活動の記録を残す。
対 象	市民
時 期	未定
時間・回数	—

定 員	—
内 容	5～15分程度の作品を作成する。 企画・取材・撮影・編集：まなびサポーター「映像記録ボランティア」

※市民向けに実施する講座はメディア学習に関する事業に別掲

カ まなびサポーター（上映会ボランティア）の活動（上映会分野）

目 的 (ねらい)	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、上映会を通じた市民の生涯学習の機会と市民同士の交流の場をつくる。
対 象	市民
時 期	4月～3月
時間・回数	未定
定 員	300人
内 容	生涯学習センターで実施される各種上映会の運営をする。

※市民向けに実施する講座はメディア学習に関する事業に別掲

(3) ちば生涯学習ボランティアセンターの運営

講師や助言者が身近に見つからないという方と、ボランティアとして地域社会に役立ちたいという方の橋渡しをするため、「ちば生涯学習ボランティアセンター」を運営し、生涯学習ボランティア活動の活性化を図ります。専門の職員（ボランティアコーディネーター等）を配置し、生涯学習広場および調査・資料室で相談や登録等の受付をするとともに、生涯学習ボランティアに関する情報を情報誌や生涯学習センターホームページに掲載するなど、普及・啓発に努めます。

① 生涯学習ボランティアの登録受付・登録者名簿の作成・配布

ボランティアコーディネーターによるボランティア登録受付の面談を窓口で行います。また、毎年ボランティア登録者名簿を作成し、公共施設等に配布するとともに、登録者名簿および登録者検索データベースをホームページに公開し、利用促進を図ります。

② ボランティアコーディネートの支援

公共施設等の依頼に応じてボランティアを紹介し、コーディネートを行います。登録ボランティアの活動の機会拡充に向けて広報活動を行うとともに、登録ボランティアの交流や学習機会を設け、必要に応じてコーディネート成立後も、ボランティア活動の支援を行います。

③ 情報紙「ボランティアタイム」の発行

ちば生涯学習ボランティアセンター利用促進のために、登録しているボランティアやボランティアセンター利用者等を対象に情報紙の作成を行います。市内小・中・特別支援学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、区役所等に配布するほか、生涯学習センターホームページで閲覧できるようにします。

④ ちば生涯学習ボランティアセンター登録者説明会（再掲）

ちば生涯学習ボランティアセンター事業を市民に広く紹介し、センター登録者の拡充を図ります。また、市内の公益活動促進に係る5施設（千葉市民活動支援センター・千葉市国際交流協会・千葉市ボランティア

センター・千葉市生涯現役応援センター) による合同説明会を開催し、千葉市のボランティアや生涯学習ボランティアについての情報提供と、登録者に交流の場を提供します。

⑤ ちば生涯学習ボランティアセンターの普及・利用促進事業

ちば生涯学習ボランティアセンターの利用促進のため、町内自治会へ登録者名簿や利用案内チラシを配布します。また、ボランティアコーディネートを受け持つ学習相談員による学校や公民館への出前説明会を実施します。

生涯学習及びボランティア活動に対する市民の理解促進、普及・啓発を図るために、ボランティアフェア2020を開催します。

ボランティアフェア2020の開催

事業の目的 (ねらい)	「ちば生涯学習ボランティアセンター」に登録している個人・団体登録者を利用対象団体に紹介すること及び登録者相互の交流を図ることとともに、生涯学習及びボランティア活動に対する市民の理解促進、普及・啓発を図る。
対 象	ちば生涯学習ボランティアセンター利用団体・ボランティアセンター登録者・市民
時 期	11月～12月
時間・回数	1回(10日間程度)
内 容	登録者等による活動紹介パネル展、体験コーナー、講演等

⑥ ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修

ア 登録者基礎研修

目 的 (ねらい)	登録者の資質向上や登録者同士の交流・情報交換を促進するために、登録者等を対象とした研修を定期的で開催し、ボランティア相互の育成を図る。
対 象	ちば生涯学習ボランティアセンター登録者、または登録を希望する者
時 期	未定
時間・回数	未定 1講座
定 員	30人
内 容	登録ボランティアを講師とした活動に役立つスキルアップ研修と、参加者による交流。生涯学習相談員による、ボランティアセンターの活動紹介他。

イ 登録者実践研修 ボランティア先生紹介ミニ講座

事業の目的 (ねらい)	講師等ができる人材を地域活動に生かすため、調査・資料室や2階のラウンジ等を会場に、ボランティアセンター新規登録者や未活動登録者を対象とした講座を実施し、登録者のスキルアップにつなげる。市民の学びを支援し、ボランティアセンター登録者の更なる活動機会を広げる。
対 象	ちば生涯学習ボランティアセンター登録者
時 期	未定
時間・回数	1.5時間×1回 13講座
内 容	登録者等による、講演、体験等

5 メディア学習に関する事業

(1) パソコン講座

パソコン講座は初級・中級・上級の習熟度別とします。初級パソコン講座の受講料は無料です。子どもを対象とした講座を除き、中級及び上級パソコン講座の受講料は、1時間500円（障害者は半額）程度です。受講者には、教材費として1,500円程度のテキスト代を負担していただきます。

①初級パソコン講座

目的 (ねらい)	パソコンに慣れ親しみ、基本的な操作技術を学ぶ機会を提供し、市民のメディア学習活動を支援する。
実施主体	① 市内公民館 ②～④ 生涯学習センター
実施場所	①市内公民館 ②～④生涯学習センター
対象	①②市民 ③未定 ④60歳以上のシニア
時期	①5～3月 ②10月 ③8月（まなサポ1） ④5～3月（まなサポ1、まなサポ3）
時間・回数	①47講座（予定） ②2時間×2回 1講座 ③2時間×1回 2講座 ④2時間×5回 2講座
定員	①10人 ②10人 ③20人 ④20人
内容	① 公民館出前パソコン講座 公民館の要望に沿った、パソコン初心者を対象とした講座や情報端末を使用した講座。 ② 入門講座 マウスの操作とキーボードの操作を中心にパソコンの基本的な操作を学習する。 ③ 子ども向け講座 パソコンやタブレットに慣れ親しみながら、年齢に応じて簡単なプログラミングを楽しく体験する。 ④ シニア向け講座 シニア世代（60歳以上）を対象とした、マウスの操作とキーボードの操作を中心にパソコンの基本的な操作を学習する。

②中級パソコン講座

目的 (ねらい)	日常生活に活かせるパソコンの知識や仕事に関わる技術を学ぶ機会を提供し、市民のメディア学習活動を支援する。
対象	①～③ 文字入力ができ、パソコンの使用経験が少しある方
時期	①～③ 8月～3月
時間・回数	① 2時間×4回 2講座 ② 2時間×4回 2講座 ③ 2時間×3回 2講座
定員	①未定 ②③各20人
内容	①ワード講座 ワードの基礎知識をもとに、作表・図挿入など、更に実用的な利用方法を学ぶ。 ②エクセル講座 エクセルの基礎知識をもとに、データ集計など、更に実用的な利用方法を学ぶ。 ③パワーポイント講座 日常生活に役立つためのパワーポイントの基本的な操作を学ぶ。

※上記①②の4講座を、現代的課題学習のキャリアアップ講座の一部として実施。

③上級パソコン講座

目 的 (ねらい)	仕事や社会活動等に活かせるステップアップしたパソコンの知識や技術を学ぶ機会を提供し、市民のメディア学習活動を支援する。
対 象	① ワード中級程度の操作（表作成、図の挿入、レイアウト）が出来る方 ② エクセル中級程度の操作（データの入力、編集、表の作成、基本的な関数の利用）ができる方
時 期	①② 8月～3月
時間・回数	① 2.5時間×3回 1講座 ② 2.5時間×3回 2講座
定 員	各20人
内 容	① ワード講座 ワードの中級程度の知識をもとに、段組、タブ、図形描画の活用、差込み印刷など、更にステップアップしたワードを学ぶ。 ② エクセル講座 エクセルの中級程度の知識をもとに、やや難しい関数や入力規制の設定、複合グラフ、ピボットテーブルなど、更にステップアップしたエクセルを学ぶ。

※上記3講座を、現代的課題学習のキャリアアップ講座の一部として実施。

④プログラミング講座

目 的 (ねらい)	プログラミングに関する基本的な操作体験を通して、プログラミングがどのようなものか、またどのようなものに活用されているのかを知る機会を提供する。また、制作物の発表を通して受講者同士の交流を図る。
対 象	① 未就学児～小学生 ② 小学生以上 ③ 大学生
時 期	5月～12月
時間・回数	①② 2時間程度×1回 9講座 ③ 1講座程度
定 員	10～20人（内容により異なる）
内 容	① 直観的に操作できるプログラミングソフトを使用し、楽しみながらゲーム感覚でプログラミングがどのようなものを体験する。 ② プログラムの基本的な仕組みを理解し、ロボットカーや2足歩行ロボットを動かすことでコンピューターの仕組みを知る。 ③ 学生サポーターの養成 プログラミング講座の実施にあたり、講座の運営を補助し、受講生の学習を手助けできる学生サポーターの養成を行う。

⑤デジタルビデオ編集講座

目 的 (ねらい)	デジタル映像を企画・撮影・編集する知識や技術を習得する機会を提供し、市民のメディア学習活動を支援する。
対 象	市民
時 期	8月
時間・回数	3時間×4回 1講座

定 員	10人
内 容	デジタルビデオカメラを使った作品の企画、撮影方法、パソコンへの取り込み、撮影した動画の加工編集等について学ぶ。

⑥ 市民自主企画パソコン講座

市民の参画、市民との協働を推進するため、NPO、市民団体等による市民自主企画パソコン講座を実施します。受講者には、テキスト代や教材費などの実費相当額を1,500円程度を上限に負担していただきます。

目 的 (ねらい)	パソコン等に関する様々な知識や技能をもった市民（学習支援ボランティア、NPO、市民団体等）が学習成果を生かし、市民同士による相互学習の場とする。 また、市民の団体自身が企画し、運営を担うことで、新たな学習課題を発見する機会とし、団体の活動の発展を図る。
対 象	企画・運営：学習支援ボランティア・市民学習グループ・NPO等 学習者：市民
時 期	実施団体の募集：前年度の3月初旬～4月中旬 講座の実施：8月～2月
時間・回数	公募企画数：6企画程度 総時間数：最大12時間程度
定 員	各講座10人～20人
内 容	実施団体の企画による。ただし、内容は初級・中級パソコン講座レベルとする。

⑦ 施設ボランティアによる講座

市民の参画、市民との協働を推進するため、施設ボランティア（まなびサポーター）が企画・運営する講座を実施します。

受講者には、1,500円程度を上限にテキスト代を負担していただきます。

目 的 (ねらい)	まなびサポーターの企画運営による市民参画を実現するとともに、市民目線でのパソコン、デジカメに関する学習機会を提供し、メディア学習活動を支援する。
実 施 主 体	生涯学習センター（まなびサポーターが講座を担当）
対 象	市民
時 期	5月～3月
時間・回数	23講座程度 各講座1回～5回程度、各回2時間程度を予定
定 員	各講座10人～20人
内 容	実施団体の企画による。 ・初心者向けパソコン講座：まなサポ1 まなサポ2 まなサポ3 ・プログラミング講座：まなサポ1 まなサポ2 まなサポ3 ・デジカメピクニック（撮影法とパソコン利用）：ドリームリーダー ・ビデオ編集講座（撮影法とパソコン編集）：映像記録ボランティア

(2) 視聴覚事業

視聴覚メディア（マルチメディア機器）を活用した効果的な教育・学習活動を推進するため、学校・社会教育施設等に視聴覚教材・機材を提供するとともに、16ミリ映写機操作講習会を実施します。

なお、軽微な視聴覚教材について、市内小・中・特別支援学校、公民館向けに配送サービスを実施します。

① 視聴覚ライブラリーの運営

目的 (ねらい)	マルチメディア機器を活用した教育・学習活動を推進するため、教材、機材を無料で貸出し、地域の生涯学習の促進を図る。
対象	小・中・特別支援学校、公民館、社会教育関係団体、幼稚園、保育所、子どもルーム等
時期	通年
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材（16ミリ映画フィルム・ビデオ・DVD等）、機材（16ミリ映写機・プロジェクター等）の無料貸出 ・市内の小・中・特別支援学校・公民館等を対象に、軽微な教材の配送・回収を行う。 ・視聴覚教材の目録を作成し、ホームページに公開する。

② 視聴覚ライブラリーの収集・管理

目的 (ねらい)	学校教育や地域の生涯学習教育を推進するため、視聴覚教材（ビデオ・DVDソフト等）を計画的に購入し、ライブラリーの充実を図る。
対象	—
時期	通年
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通年 利用者アンケート実施 ・10月～12月 購入ソフト選定会開催 ・教材・機材は管理台帳を整備し、適正に管理する。

③ 16ミリ映写機操作講習会

デジタル映像が標準となった現在でも、基本となる映像の技術は16ミリ映写機に集約されています。学校や地域での映画会開催の拡充を図るため、千葉県教育委員会の「16ミリ映写機操作講習会開催に関する要綱」の規定に基づき、16ミリ映写機操作講習会を実施します。受講料は無料です。

目的 (ねらい)	千葉市生涯学習センター視聴覚ライブラリー保有の映写機の利用資格取得の機会を設けることにより、視聴覚ライブラリーの利用促進と視聴覚教育の振興を図る。
対象	18歳以上の市民（高校生不可）
時期	7月
時間・回数	1講座（1回3.5時間）
定員	15人
内容	16ミリ映写機の基本的な構造を理解し、操作方法と安全な取扱い方を学習する。操作方法について検定を行い、合格者には修了証が交付される。

④ 視聴覚ライブラリー等を活用した学習事業の企画・実施

ア 上映会

市民に名画の鑑賞機会を提供するため、ホール等の大型画面で上映する映画鑑賞会を開催します。さらに地域の保育所や子どもルーム等を対象にした、地域交流幼児向け上映会や出前による上映会を実施し、幅広く名画を鑑賞する機会を提供します。

目的 (ねらい)	視聴覚ライブラリーの活用を図るとともに、市民の憩いの場となるよう、市民に名画の鑑賞機会を提供する。
実施主体	生涯学習センター（一部関係各所との共催あり）
対象	①②市民 ③④子どもと保護者 ⑤近隣の保育所園児 など ⑥主に小学生
時期	① 毎月1回、月曜日（毎月1回・年12回、午前・午後で24回） ② 毎月1回、木曜日（毎月1回・年12回、午前・午後で24回） ③ 毎月1回、土曜日（毎月1回・年7回、午前・午後で14回）※9～3月実施 ④ 7月～8月 年3回 ⑤ 未定 年6回 ⑥ 未定 年5回
時間・回数	①～③午前・午後上映 各回約1～2時間程度 ④⑤⑥ 各回1時間程度
定員	会場による
内容	①月曜名画座（2階ホールで実施） ②木曜名画座（2階ホールで実施） ③親子アニメ上映会（地下1階小ホールで実施） ④夏休み子ども映画会（うち2回を2階ホールで実施、1回を地下1階小ホールで実施） ⑤地域交流幼児向け上映会 全6回のうち1回（7月開催予定）は「夏休み親子お楽しみ会」として社会福祉協議会と共催で実施。残りは、近隣の保育所、こども園等の園児を対象に、地下1階小ホールで上映会を無料で実施する。 ⑥出前上映会 子どもルームや放課後子ども教室等を対象に、現地へ赴きアニメーションや名画の上映会を無料で開催する。
備考	⑤で実施する「夏休み親子お楽しみ会」（共催 社会福祉協議会中央地区部会）は、対象の制限を行わず誰でも参加が可能。 運営：上映会ボランティア

⑤ Web学習体験の実施

ア Web学習の提供

目的 (ねらい)	eラーニングサイトで30万人の会員を持つスクーとの連携により本来有料の講座を無料にする。また、仕事のためのスキルアップ、教養の向上やキャリアアップなどに活かせる最新の情報に触れ、様々なジャンルの4,500本を超える講座の学習体験を提供することにより、学びの可能性を広げる。
-------------	--

対 象	市民
時 期	通年
内 容	スクーによるオンライン学習動画を地下1階ブラウジングカフェで、持ち込みパソコンや無料貸し出しiPadを利用し、無料Wi-Fiにより1年を通してeラーニングに触れて学べる機会を提供する。

(3) メディアリテラシーに関する学習

目 的 (ねらい)	一般に普及し利用度の高い情報ツールの安全、安心な利用のための学習の場を提供する。
対 象	市民
時 期	4月～3月
時間・回数	2時間×1回 2講座
定 員	各20人
内 容	インターネットなどを取り巻く現状、利用にまつわるトラブル等の問題点を知り、適切に利用する方法を学ぶ。

(4) 情報端末機器の操作方法等に関する講座

目 的 (ねらい)	情報端末機器の操作方法、情報の収集、情報の発信や伝達する学習の場を提供し、市民のメディア学習活動を支援する。
対 象	タブレットやスマートフォンなど新しい情報端末の基本的な操作に不慣れな方
時 期	5月～3月
時間・回数	2時間×1回 6講座
定 員	各20人
内 容	端末の基本的な機能や操作方法を学び、生活に役立つ活用方法等を知る。

6 生涯学習活動の支援に関する事業

(1) 市民の学習活動への支援

① 市民の自主的学習活動に対する指導・助言・援助

社会的な活動、地域活動を継続して行っている団体またはグループに対し、自らが主体的に学び、身につけた知識や技術を自主的・積極的に活用して実施する「市民自主企画講座」を企画・運営する機会を提供します。また、会場使用・機材提供をはじめ、企画・運営に関する指導・助言・援助を行います。

ア 市民自主企画講座

目 的 (ねらい)	様々な知識や技能をもった市民が学習成果を生かし、市民同士による相互学習の場とする。また、市民の団体自身が企画し、運営を担うことで、新たな学習課題を発見する機会とし、団体の活動の発展を図る。
対 象	企画・運営：市民学習グループ・NPO法人等 学習者：市民
時 期	実施団体の募集：前年度12月初旬～1月中旬 講座の実施：4月～12月
時間・回数	公募企画数：7企画程度

定 員	30人以内
内 容	実施団体の企画による

(2) 学習成果の発表の機会の確保

① まなびフェスタ2020

目 的 (ねらい)	市民が日頃の学習活動の成果を発表し、市民の相互学習の場、交流の場とするとともに、市民による生涯学習活動の普及・啓発を図る。 市民団体が講座、展示、発表等を実施することを通して、学習活動を支援し、自らの学習意欲を高めるとともに、自らの知識、技術の向上を図る。
対 象	市民
時 期	12月5日(土)・6日(日)
時間・回数	2日間
定 員	参加団体の企画による
内 容	市民学習グループ、社会教育関係団体、施設ボランティア等による講座、展示、発表や、生涯学習センター主催イベント等を実施する。

② 学習成果の発表の機会の提供

生涯学習センター特有の施設機能を有効に活用し、市民の学習成果発表の機会を提供します。本格的な舞台で発表する機会が少ない高校演劇部にホールを提供し、アトリウムガーデンにおける学習団体の発表、エントランスホールにおける学習成果作品の展示などを実施します。

ア 高等学校演劇発表会

目 的 (ねらい)	学習活動の成果を発表する場となる高校演劇発表会の開催を支援することで、青少年が交流し、学び合う機会を提供する。
対 象	千葉県高等学校演劇連盟第8地区の高等学校演劇部
時 期	①6月、②10月～11月
時間・回数	各校リハーサル3.5時間 発表1時間
定 員	鑑賞者：300人 参加校：14校程度
内 容	各高等学校演劇部の実践発表(演劇発表)
備 考	ホール運営担当スタッフが各高等学校演劇部に対し、照明・音響効果についての技術的な指導と助言を行う。

イ 舞台講座

目 的 (ねらい)	安全かつ円滑に高校演劇発表会を実施するために音響や照明、その他の舞台機構などの基本的な知識について学ぶ機会を提供する。
対 象	千葉県高等学校演劇連盟第8地区の高等学校演劇部の生徒
時 期	5月9日(土)
時間・回数	3時間×1回 1講座
定 員	50人

内 容	当センターのホール運営担当スタッフの指導の下、舞台照明の役割と音響卓や調光卓、カラーフィルター、舞台機構などの使用方法等を学ぶ。
-----	--

③ 鑑賞機会の提供

千葉県やその周辺地域にゆかりのある優れた音楽団体や音楽家、千葉県消防音楽隊によるコンサートにより、音楽や楽器の魅力を知り、気軽に音楽に親しむ機会を提供します。

ア やすらぎのアトリウムコンサート

目 的 (ねらい)	千葉県やその周辺地域にゆかりのある音楽家によるコンサートを開放的な空間で実施することで、地域の音楽家を紹介するとともに、気軽に音楽に親しむ機会を提供する。
対 象	市民
時 期	4月25日(土)、6月20日(土)、10月10日(土)、12月、2月
時間・回数	1時間×5回
定 員	アトリウムガーデンで実施のため観覧自由
内 容	クラシック音楽等のコンサート

イ 千葉県消防音楽隊コンサート

目 的 (ねらい)	気軽に音楽に親しむ機会を提供するとともに、市民の生活に身近な防火、防災についての啓発活動を行う。
対 象	市民
時 期	6月、10月、12月、1月
時間・回数	1時間×4回
定 員	各300人
内 容	千葉県消防音楽隊が演奏する音楽を鑑賞する。 共催：千葉県消防局

第4章 維持管理業務

管理施設における事故発生の予防に努め、施設、設備等を適切に管理するとともに、管理施設の点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を計画的に実施するものとします。

1 建築物保守管理業務

建築物の長寿化のための予防保全に努め、物理的に劣化等による事故の予防だけではなく施設の機能性能を最大限活かすようにします。

日常の点検は「チェックリスト」を作成し、毎日1回～週1回の点検を実施し、記録を残すことで責任体制を明確にします。

常駐するスタッフは異常の発見及び即時の通報体制を構築し、様々な視点からチェックします。各担当部門間の情報を共有して精度の高い点検を目指します。

異常を発見した場合は、利用者の安全確保を最優先にし、各関係機関と連携し、被害の拡大防止に努めます。

(1) 業務の対象範囲・内容

建築物の保守管理業務の範囲は屋根、外壁、建具、天井、内壁、階段、付属物等の各部位とし、その点検・保守を行います。

- ① 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、適正な性能及び機能が発揮できる状態に保つ。
- ② 結露やカビの発生予防に努める。
- ③ 千葉市の施設等における農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用に係る指針に基づき業務を実施する。

(2) 点検項目

建築物保守管理業務の点検項目は、床、壁、天井、建具、窓、手摺、設備器具について部材の劣化、破損、腐食、変形等の点検を行います。

(3) 修繕計画

利用者の安全に関わる修繕を優先的に行います。

番号	修繕箇所	時期	内容
1	消防設備	随時	①防煙垂れ壁、②誘導灯、③防火ダンパー、④自火報設備の修繕
2	防火設備	随時	防火シャッターの修繕
3	雨水再利用設備	未定	雨水再利用設備各種ポンプの修繕
4	空気調和設備	未定	ホール、図書館系統空調ファンの分解整備
5	給排水衛生設備	未定	中水設備の制御部品の修繕
6	給湯設備	未定	電気温水ユニットの修繕

2 建築設備保守管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、千葉市中央図書館・生涯学習センターの電気設備、空調設備、給排水衛生設備、各種槽類、その他設備の定期保守点検業務を行うものです。業務にあたっては、各機器の特性をよく理解し、常に良好な状態を保持するとともに、関係法令・規則等を遵守し、安全管理に十分配慮し遂行するものとします。

(2) 電気設備定期保守点検業務

- ① 一般事項

- ア 電気設備については、電気事業法関係法令、労働安全衛生規則等を遵守して、適正に保守点検を行う。
- イ 電気設備の点検および保守は、原則として停電した状態で行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具・保護具等を用いて十分に安全に留意して行う。
- ウ 停電予告等の連絡は十分に余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認する。
- エ 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行う。

② 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
§ 1-1 自家用電気工作物保守点検（法定点検） 《業務内容》 ・電気事業法に基づく法定検査		年1回
《設備概要》 ①高圧三相3線式6KV ②高圧引込盤 ③高圧受電盤 ④母線連絡盤 ⑤高圧配電盤 ⑥高圧コンデンサー盤 ⑦低圧配電盤 ⑧変圧器、単相3線式50KVA ⑨変圧器、単相3線式150KVA ⑩変圧器、単相3線式300KVA ⑪変圧器、三相3線式150KVA ⑫変圧器、三相3線式300KVA ⑬変圧器、三相3線式500KVA ※法定点検以外にも自主点検として月例点検を行います。 ※保安規程 平成18年4月1日施行	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	
§ 1-2 ITV設備保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①ITV架台A ・モニターTV（19インチ） ・システムコントローラ ・DVD ②ITV架台B ・モニターTV（14インチ） ③ITV架台C ・モニターTV（14インチ） ④ITVカメラ	1式 5台 2台 3台 1式 1台 1式 3台 36台	年1回
§ 1-3 太陽光発電装置保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①太陽光発電装置	1式	年1回
§ 1-4 無停電電源装置保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①無停電電源装置	2台	年2回

<p>§ 1-5 非常用予備発電装置保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①ガスタービン発電装置 750KVA 自己空冷式</p>	1 台	年 1 回
<p>・発電機出力 定格出力：750KVA 定格回転数：1,500rpm</p> <p>・原動機出力 定格出力：900PS 以上 定格回転数：1,500rpm（発電機軸） 使用燃料：A重油（タンク 1,950L）</p>		
<p>§ 1-6 非常用直流電源装置保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①陰極吸収式シール形黒鉛蓄電池 108V400AH/10HR54 セル</p>	1 台	年 2 回
<p>§ 1-7 自動ドア保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①自動ドア</p>	1 4 台	年 4 回
<p>§ 1-8 呼出表示・インターホン設備保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①呼出表示設備 ②インターホン設備</p>	1 式 1 式	年 1 回
<p>§ 1-9 キーシステム保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①キーシステム</p>	1 式	年 1 回
<p>§ 1-10 電気時計設備保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①電気時計設備</p>	1 式	年 1 回
<p>§ 1-11 テレビ共聴設備、ヘッドエンド保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①テレビ共聴設備 ②ヘッドエンド</p>	1 式 1 式	年 1 回
<p>§ 1-12 トラフィックセンサー保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①トラフィックセンサー設備</p>	1 式	年 1 回

(3) 空調設備保守点検業務

① 一般事項

ア シーズンイン点検は、冷房および暖房時期直前に行う。シーズンオン点検は、冷房および暖房時期に行う。シーズンオフ点検は冷房および暖房時期終了後に行う。

イ 冷媒を抽出、充填、補充する場合はオゾン層の保護に関する法律に基づく特定フロン排出抑制・使用合理化指針に従い、冷媒が外部に漏れないように行う。

ウ 冷媒設備の腐食、損傷等による冷媒漏れの有無を点検し、漏れがある場合は補修、その他の措置を講じる。冷媒の全量入替は極力避け、不足量のみ過充填にならないよう補充する。

エ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、3か月に一度の簡易点検及び1年に1回の定期点検を実施する。

オ 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議する。

カ 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行う。

② 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
<p>§ 1-1 中央監視装置および自動制御装置保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①中央監視装置系統 ②空調自動制御系統 ③熱源制御系統 ④ファンコイル制御系統 ⑤ファン発停制御 ⑥照明制御</p>	<p>1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式</p>	<p>年 1 回</p>
<p>§ 1-2 冷温水発生機保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①冷却能力 945Kw 加熱能力 827Kw ガス消費量 76.8m³/h (13A)</p>	<p>2 台</p>	<p>年 4 回</p>
<p>§ 1-3 冷却塔保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①冷却塔 冷却能力 1,702Kw ②薬液注入装置</p>	<p>2 台 4 台</p>	<p>年 2 回</p>
<p>§ 1-4 膨張水槽保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①膨張水槽</p>	<p>1 台</p>	<p>年 1 回</p>
<p>§ 1-5 真空式温水機保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①缶体出力 116.3Kw 伝熱面積 3.85m² ガス消費量 11.2Nm³/h (13A)</p>	<p>1 台</p>	<p>年 1 回</p>

<p>§ 1-6 エアーハンドリングユニット保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①エアーハンドリングユニット ②マルチエアコン ③パッケージエアコン</p>	<p>12台 33台 27台</p>	<p>年2回</p>
<p>§ 1-7 ファンコイルユニット保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①ファンコイルユニット</p>	<p>123台</p>	<p>年2回</p>
<p>§ 1-8 定・変风量ユニット保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①定・変风量ユニット</p>	<p>69台</p>	<p>年1回</p>
<p>§ 1-9 送排風機保守点検（全熱交換機等含）</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①排煙機 ②送排風機 ③全熱交換機</p>	<p>5台 120台 66台</p>	<p>年1回</p>
<p>§ 1-10 空気清浄装置保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①空気清浄装置</p>	<p>4台</p>	<p>月1回</p>
<p>§ 1-11 パネル・ペリメーターヒーター保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①パネルヒーター ②ペリメーターヒーター</p>	<p>合計184台</p>	<p>年1回</p>
<p>§ 1-12 純水装置および加湿器保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①純水装置 ②加湿器</p>	<p>1台 78台</p>	<p>年1回</p>
<p>§ 1-13 熱源・空調ポンプ保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①熱源・空調ポンプ</p>	<p>9台</p>	<p>年1回</p>
<p>§ 1-14 熱交換器、冷温水ヘッダー保守点検</p> <p>《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。</p> <p>《設備概要》 ①熱交換器 ②冷温水ヘッダー</p>	<p>合計6台</p>	<p>年1回</p>

(4) 機械設備定期保守点検業務－給排水衛生設備保守点検業務

① 一般事項

ア 「水道法」および「同法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」および同法に基づく厚生省告示並びに各地方条例に定めるところによる。

イ 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議する。

ウ 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行う。

② 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
§ 1-1 循環ろ過装置保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①中水ろ過装置 ②滝ろ過装置	1式 1式	年1回
§ 1-2 各種衛生ポンプ保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①各種衛生ポンプ	26組	年1回
§ 1-3 電気温水器保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①電気温水器	11台	年1回
§ 1-4 ガス瞬間給湯器保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①ガス瞬間給湯器	5台	年1回

(5) 機械設備定期保守点検業務－槽類保守点検業務内容

○ 受水槽

① 一般事項

ア 作業は、健康状態の良好な者が行う。作業者は健康診断および検便を実施した者とする。

イ 作業服および使用器具は槽の清掃専用のものとする。また、作業にあたっては衛生的に行う。

ウ 槽内の照明、換気等に注意して事故防止に努める。

エ 点検周期は年1回とする。

② 点検、保守業務

業務内容は、別項「保守点検作業表」による。

③ 清掃作業

ア 槽内の沈殿物質、浮遊物質および壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行う。

イ 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに、槽周辺の清掃を行う。

ウ 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらい錆等が槽内に流入しないようにする。

④ 消毒作業

ア 清掃終了後、塩素剤を用いて、2回以上槽内の消毒を行う。

イ 消毒剤は、有効塩素50から100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

ウ 消毒は、槽内の全壁面、床および天井の下面について、消毒剤を高圧洗浄機等で、噴霧により吹きかけるか、ブラシ等を利用して行う。

エ 消毒に用いた排水は、完全に槽外に排除する。

オ 消毒終了後は、槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

⑤ 水張り

消毒後の水洗いおよび槽内への上水の注入は、消毒終了後、少なくとも30分以上経過してから行う。

⑥ 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

⑦ 水質検査および残留塩素の測定

槽内の水張り終了後、給水栓および槽内における水について、下記の表に揚げる項目について、水質検査および残留塩素の測定を行う。

表. 水質検査および残留塩素の測定

項目	基準	検査または測定方法
色度 濁度 臭気 味	5度以下 2度以下 異常でないこと（但し、消毒によるものを除く） 異常でないこと（但し、消毒によるものを除く）	水質基準に関する省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/ℓ 結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ	DPD法

○ 雑排水槽、汚水槽

① 一般事項

ア 清掃は、排水の質、量および水槽の容量等に応じて、6ヶ月以内ごとに1回以上行う。

イ ハエ、蚊等の発生の防止に努めて清潔を保持する。

ウ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

エ 槽内の照明器具は防爆形を用いて、作業に十分な照度を確保する。

オ 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。

また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

② 点検、保守業務

業務内容は、保守点検作業表による。

③ 清掃作業

ア 槽内の汚水および残留物質を確実に槽外に排除する。

付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行う。

イ 清掃終了後、流入管に付着した物質、排水管および通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

④ 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

⑤ 水張り

清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

○ 中水槽、雨水制御槽、沈砂槽、雨水貯留槽、池オーバーフロー槽、湧水槽

① 一般事項

ア 槽内の照明器具は防爆形を用いて、作業に十分な照度を確保する。

イ 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。

また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

② 点検、保守業務

業務内容は、保守点検作業表による。

③ 清掃作業

ア 槽内の汚水および残留物質を確実に槽外に排除する。

付着した物質の除去は、槽内の材質に応じ、適切な方法で行う。

イ 清掃終了後、流入管に付着した物質、排水管および通気管の内部の異物を除去する。

④ 水張り

清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

(6) 保守用・昇降機・消防設備保守点検業務

① 一般事項

ア 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、事前に電気主任技術者と協議する。

イ 点検後、設備機器およびその周辺の清掃を行う。

② 業務内容および設備概要

業務内容及び設備概要	数量	周期
§ 1-1 アトリウムゴンドラ保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①アトリウムゴンドラ	1式	年1回
§ 1-2 メンテナンス梯子保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①メンテナンス梯子	3台	年1回
§ 1-3 アトリウムトップライト換気窓保守点検 《業務内容》 ・別紙「保守点検作業表」による。 《設備概要》 ①アトリウムトップライト換気窓	1式	年1回

<p>§ 1-4 電動ブラインド保守点検</p> <p>《業務内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「保守点検作業表」による。 <p>《設備概要》</p> <p>①電動ブラインド</p>	1式	年1回
<p>§ 1-5 高所作業台保守点検</p> <p>《業務内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「保守点検作業表」による。 <p>《設備概要》</p> <p>①高所作業台</p>	1台	年1回
<p>§ 1-6 消防用設備保守点検</p> <p>《業務内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種消防、防災設備の外観及び総合点検。 <p>《設備概要》</p> <p>①自動火災報知機設備（GR型）</p> <p>②スプリンクラー設備</p> <p>③屋内消火栓連結送水管設備</p> <p>④ガス漏れ警報設備</p> <p>⑤防排煙、防火扉設備</p> <p>⑥誘導灯設備</p> <p>⑦消火器設備</p> <p>⑧非常放送設備</p> <p>⑨自動火災通報設備</p> <p>⑩非常用予備発電装置</p> <p>⑪オイルサービスタンク設備</p>	<p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p> <p>1式</p>	年2回
<p>§ 1-7 昇降機設備保守点検</p> <p>《業務内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機設備の総合点検及び保守、修繕。 <p>《設備概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧式エレベーター 	7台	年12回 (法定点検 1回を含む)

保守点検作業表(1/7)

機器名称	作業項目	周期
I T V設備	カメラ； ・フォーカス、色温度、映像レベル、カラーバランス等の調整および画面汚れの確認。 ・ケーブルの破損等の有無。各部の清掃。 レンズ；アイリス、フォーカス、リモート操作器の動作確認および清掃。 ハウジング； ・前面ガラスの破損の有無。ケース取付ボルトの緩みおよび腐食、水漏れの確認。 ・ワイパー等の動作確認。各部の清掃。 カラーモニター； ・画質、画面歪、外部調整機能、コンバージェンス、カラーバランス等の調整。 ・ケーブルの破損等の有無。各部の清掃。 DVD； ・操作各部スイッチ等の動作確認。走行系等の清掃。 ・スイッチングポイント、トラッキング等の確認。 電動雲台；回転動作等の確認。ケーブル破損および取付部の損傷等の確認。 リモート操作器； ・レンズ、雲台、その他の操作器の動作確認。各種スイッチ、つまみ等の破損、欠損の有無。ケーブルの破損等の有無。	1回/年
太陽光発電装置	太陽電池アレイ； ・モジュールの汚れ、損傷、変色の有無。アレイの架台等の変形、錆、損傷およびモジュール取付け部の緩みの有無。 ・外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 ・主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 中継端子箱、アレイ出力開閉器箱； ・外箱の腐食、損傷および据付ボルト等の緩みの有無。 ・外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 ・主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 パワーコンディショナ（インバーター、系統連系保護装置、変圧器を含む） ・外箱の腐食、損傷および据付ボルト等の緩みの有無。 ・外部配線、接地線の断線、損傷の有無。端子の緩みの有無。 ・主回路の絶縁抵抗の測定。開放電圧の測定。 ・動作時の異音、異臭の有無。換気口フィルターの汚れ、目詰まり等の点検。 ・インバーター内部保護機能試験。系統連系保護継電器試験。投入ロック試験。 発電状況； ・指示計器または表示の確認。（発電電力・積算電力量等の表示値）	1回/年
無停電電源装置	・装置の設備環境の良否。キャビネットの変形、損傷および変色等の有無。 ・異音、異臭等の有無。支持ボルト等の緩みの有無。 ・パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検。 ・電源電圧（入力電圧・出力電力）の確認。 ・交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替および復電時の切替、交流直送回路への切替等の点検 ・蓄電池の変形、損傷、き裂および液漏れ等の有無。	2回/年
非常用予備発電装置	内燃機関； ・ファンおよび駆動用ベルトの損傷等の有無。燃料油系統、燃料ガスの漏れの有無。 ・クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等の油量の確認。 ・潤滑油の汚損状況、燃料噴射弁の分解清掃後の噴射圧力および噴射状態の確認。 ・燃料フィルターおよび潤滑油フィルターの分解清掃。 蓄電池； ・電解液の液量、比重等の測定。バッテリー電圧の測定。 充電装置；充電装置の作動試験。 発電機； ・発電機本体等の変形、損傷、腐食等の有無。発電機の巻線部等に塵埃、油脂等による汚損の点検。軸受等の潤滑油の油量確認。 制御盤； ・発電機盤、自動始動盤内の機器の外観チェックおよび端子部、接続部等の緩みの有無。 時限継電器動作試験。故障表示回路動作試験。 接地、絶縁抵抗； ・各種接地極の接地抵抗測定。発電機関係、機器関係の絶縁抵抗測定。	1回/年

保守点検作業表(2/7)

機器名称	作業項目	周期
非常用予備発電装置	<p>運転機能；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試運転を行い、タイムスケジュールおよびシーケンスの確認。 ・運転中の各計器類の指示値が所定値内にあることの確認。 ・調速機の瞬時全負荷遮断性能、瞬時負荷投入性能の確認。 ・保安装置の動作確認。定格負荷運転による各機器等の機能確認および計器測定。 	負荷運転等は1回/年
非常用直流電源装置	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の電解液、電槽、ふた、各種栓体、パッキン、封口部、架台、外箱等の外観点検および接続部の緩み等の確認。 ・蓄電池の浮動充電中の蓄電池総電圧、端子電圧、電解液比重、温度等の機能点検。 ・整流器の外箱、計器、表示灯、開閉器、遮断器、各部品等の外観点検および接続部の緩み等の確認。 ・整流器の交流入力電圧、浮動充電電圧、浮動・均等の切換、負荷電圧、出力・負荷電流等の機能点検。 ・停電試験、絶縁抵抗試験等の総合点検。 	1回/6ヶ月
自動ドア	<p>建具；建具の変形の有無および取付け状態の作動確認。</p> <p>懸架部および扉廻り；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レールの曲り、下がりおよび勾配の良否。レールの偏摩耗、緩みの有無。 ・戸車の摩耗、緩みの有無。扉の下がりおよび召合せの良否。戸当りゴムおよび振止めの摩耗の有無。扉単体の走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。 <p>懸架部を除く駆動装置および制御装置；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルト、ワイヤ、チェーンの伸び、緩みの良否および破損等の有無。作動状態の良否。 ・駆動装置の取付け状態の良否。開閉速度の良否。 ・開閉力の良否。異常音の有無。 <p>電気関係；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源電圧が定格の±10%以内であることの確認。 	2回/年
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア装置と対地間の絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 <p>検出装置；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットスイッチの固定度の良否。リード線の処理の良否・排水装置の良否。検出感度及び範囲の良否。 	4回/年
呼出表示インターホン	<p>表示盤；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面の汚損、損傷等の有無。表示灯の点灯状態、リレー接点の損耗状況の点検確認。 ・発信器等による点灯チェックおよび警報等の作動試験。 <p>電源装置；異音、発熱、異臭、変色等の有無。各機器の取付けの良否。</p> <p>その他；メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。</p>	1回/年
キーシステム	<p>監視操作装置外観；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無。コネクタ類の点検。 ・記憶装置等の異常音、異常振動の有無。換気ファンの動作および異常音の有無。 ・操作パネルのスイッチ類、表示部の機能確認。エアフィルター清掃。 <p>中央処理装置類；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障表示等の動作確認。 ・CPU、メモリ、ハードディスク、入出力制御、インターフェース装置のテストプログラム動作確認。 <p>監視操作装置等；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示装置の各部清掃、電気的性能試験の機能点検およびテストプログラム動作確認。 ・表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。 <p>伝送装置；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入出力動作の不具合ポイントの調整。入出力端子の締付け状態および電源電圧測定。 ・入出力動作試験（全ポイントの動作確認および調整） ・垂直自立型の場合は固定ボルト等の取付け状態の確認。 <p>記憶装置；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラインプリンター等の各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構の点検調整。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハードコピー装置の各機構部の清掃、制御回路、オフライン、オンラインテストおよび機構部の点検調整。固定器具等の取付け状態確認。 <p>電源；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各装置の電源電圧（入力、出力電圧の）確認、蓄電池の充電状態確認。 	1回/年

機器名称	作業項目	周期
キーシステム	非接触式カードリーダー； <ul style="list-style-type: none"> ・据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無 ・表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。 その他； <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。 	1回/年
電気時計設備	親時計； <ul style="list-style-type: none"> ・各種接点、機構部分、各スイッチ等の動作確認および正確な時刻の規正。 ・電源部の充電状態、電解液面および規定電圧等の調整。 ・時報器、チャイム、タイマ等の設定、動作機能等の確認。 子時計；親時計との指示誤差等の調整。	1回/年
テレビ共聴設備ヘッドエンド	機器；増幅器の発熱、異音および損傷の有無、出力レベルの測定。機器の接栓等の緩みの確認 アンテナ；損傷、錆等の有無、支持部材等の劣化、損傷および緩みの有無。 その他；メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
トラフィックセンサー設備	監視操作装置等； <ul style="list-style-type: none"> ・システムログ、通信ログ、プロセッサステータスの確認。 	1回/年
中央監視装置	外観； <ul style="list-style-type: none"> ・据付けボルトの緩みの有無。汚れ、損傷、錆等の有無。コネクタ類の点検。 ・記憶装置等の異常音、異常振動の有無。換気ファンの動作および異常音の有無。 ・操作パネルのスイッチ類、表示部の機能確認。エアフィルター清掃。 中央処理装置類； <ul style="list-style-type: none"> ・故障表示等の動作確認。 ・CPU、メモリ、ハードディスク、入出力制御、インターフェース装置のテストプログラム動作確認。 監視操作装置等； <ul style="list-style-type: none"> ・表示装置の各部清掃、電氣的性能試験の機能点検およびテストプログラム動作確認。 ・表示操作パネルの清掃、表示灯、操作スイッチ類の機能点検。 伝送装置； <ul style="list-style-type: none"> ・入出力動作の不具合ポイントの調整。入出力端子の締付け状態および電源電圧測定。 ・入出力動作試験（全ポイントの動作確認および調整） ・垂直自立型の場合は固定ボルト等の取付け状態の確認。 記憶装置； <ul style="list-style-type: none"> ・レーザープリンター等の各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構の点検調整。 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・外部スピーカー、ボリューム、スイッチングハブ、キーボード、LANケーブル等状態確認 電源； <ul style="list-style-type: none"> ・各装置の電源電圧（入力、出力電圧）の確認。蓄電池の充電状態確認。 ・無停電電源装置は無停電電源設備による。 	1回/年
自動制御装置	温湿度調節器； <ul style="list-style-type: none"> ・調節器の清掃、ポテンシャルメーターの損傷等の有無。温湿度の設定値の確認。 変換器； <ul style="list-style-type: none"> ・変換器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 ・供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。 発信器； <ul style="list-style-type: none"> ・発信器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 ・発信器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 ・供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。配管接続部の漏れの有無。 演算器； <ul style="list-style-type: none"> ・演算器の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 ・供給電源電圧の規定許容範囲内の確認。 検出器； <ul style="list-style-type: none"> ・検出器の清掃、端子の緩みの有無。出力および指示値の規定値精度内の確認。 操作器； <ul style="list-style-type: none"> ・操作器の清掃、全ストロークにわたっての異常音の有無。 	1回/年

保守点検作業表(4/7)

機器名称	作業項目	周期
自動制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ポテンシャルメーターの接触面の状態確認。 ・入力信号に比例してのフルストローク確認。リミットスイッチの作動の良否。 ・接続リンク機構の組付け状態の良否。破損の有無。 制御弁； <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドパッキンからの漏れの有無。操作器と接合部の緩みの有無。 ・弁を閉じた場合のリーク量の規定値内の確認。 指示計； <ul style="list-style-type: none"> ・指示計の清掃、端子の緩みの有無。ゼロスパンの規定値精度内の確認。 ・打点機構の打点間隔、平衡時間の規定値内の確認。 ・アンプカードの電圧の規定値内の確認。セレクタースイッチの接触位置の確認。 各制御ループの作動確認； <ul style="list-style-type: none"> ・検出器～調節器～操作器の一連の動作確認。夏冬に適合した動作確認。 	1回/年
冷温水発生機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房シーズンイン運転調整。 ・冷暖房シーズンイン中間点検。 ・冷房シーズンオフ点検。(吸収器・凝縮器チューブ、ブラシ洗浄含む) ・その他、各点検時はメーカー標準による点検を実施する。 	4回/年
冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房シーズンイン、オン点検。 ・送風機、外側板、ケーシング等の外観点検。 ・電動機、ベルト、プーリー等の損傷、摩耗等の有無。 ・給水、散水装置等の作動確認および損傷等の有無。 ・熱交換器、下部水槽、ストレーナー等の目詰まりの有無および清掃。 ・薬液注入装置の整備点検および薬液補充。(5月～11月の機関：1回/月) 	2回/年
膨張水槽	据付け状況； <ul style="list-style-type: none"> ・基礎のき裂、沈下等の異常の有無。架台の曲り、発錆、損傷等の劣化の有無。 ・配管支持の取付け状態の確認。取付けボルト等の緩みおよび損傷等の有無。 ・保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 本体； <ul style="list-style-type: none"> ・腐食、損傷等の劣化の有無。漏れの有無。蓋の取付け状態の良否。(1回/月) ・内部の付着、堆積物の有無。内部の保護塗装の剥離等の劣化の有無。(1回/月) 付属品； <ul style="list-style-type: none"> ・管の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。 ・弁の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。作動の良否。 ・計器の汚れ、損傷の有無。指示の狂いの有無。固定の良否。 液面制御装置； <ul style="list-style-type: none"> ・電極スイッチの電極棒の異物付着の有無。侵食の状態確認。(1回/月) ・水位の上下による作動確認。(1回/月) 	1回/年
真空式温水機	基礎； <ul style="list-style-type: none"> ・き裂、沈下等の異常の有無。ボルトの緩み、腐食の有無。 本体； <ul style="list-style-type: none"> ・ケーシングの汚れ、燃焼ガス漏れ、焚口の焼損の有無。保温材の損傷等の有無。 ・燃焼室および伝熱面の清掃のうえ過熱、腐食等の劣化、水漏れの有無。真空度規定値の許容範囲内の確認。燃焼ガス漏れの有無。運転時のボイラー水位の確認。 ・熱交換器の接続部の水漏れの有無。汚れ、詰りの有無。逃し弁の分解清掃。 付属品； <ul style="list-style-type: none"> ・詰りの有無。配管接続部の緩み、水漏れの有無。抽気ブローの良否。 ・制御安全装置の温度調節器の作動の良否。溶解栓、温度ヒューズの異常の有無。抽気、安全スイッチの作動の良否。低水位スイッチの作動の良否。 燃焼装置； <ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの点火、消火の良否。炎口部のカーボン付着、汚れ等の清掃。燃焼状態の良否。ノズル、ディフューザ等の損傷、変形、割れ等の有無。 ・電極棒の異物付着、損傷の有無。ストレーナーの漏れの有無。 ・電磁弁および油圧計の作動の良否。 ・火炎検出器の煤、油滴の付着、焼損、保護ガラスのき裂の有無。 ・燃料遮断弁の(社)日本ガス協会制定のガスボイラー燃焼設備の安全技術指標に定められた方法にて漏れ量の点検。弁、配管、接続部の漏れの有無。 操作盤； <ul style="list-style-type: none"> ・盤内機器の取付けの良否。過熱、異臭等の有無。端子の変色、破損、緩みの有無。 	1回/年

保守点検作業表(5/7)

機器名称	作業項目	周期
真空式温水機	・表示灯の点灯、警報器の良否。	1回/年
エアハンドリングユニット	・冷暖房シーズンイン点検。 ・外観(本体、保温材等)の腐食、変形、破損等の有無。 ・送風機のシャフト、ベルト、プーリー等の損傷および摩耗等の有無。軸受、カップリング部の異音および振動等の有無。電動機の絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。 ・加湿器のノズル詰まりの有無。噴霧ポンプ作動良否の点検。 ・熱交換器、エルミネータの腐食、損傷、詰まり等の有無。 ・排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。フィルター清掃。	2回/年
パッケージエアコンマルチエアコン	・冷暖房シーズンイン点検。 ・外観の腐食、変形、破損等の有無。 ・冷暖房切替への作動確認。自動制御機器の作動確認。 ・排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。 ・電気系統の絶縁抵抗測定。保安装置の作動確認。端子の緩み等の有無。 ・送風機(室外機含む)の音、振動等の有無。汚れおよび損傷等の有無。 ・冷媒系統(室外機含む)のガス漏れの有無。 ・熱交換器(室外機含む)、加湿器の腐食および損傷等の有無。 ・運転調整(電源電圧、運転電流の測定、音および振動等の有無)。フィルター清掃。	2回/年
ファンコイルユニット	・冷暖房シーズンイン点検。 ・外観(本体、保温材等)の腐食、変形、破損等の有無。 ・送風機の汚れおよび発錆、腐食、変形等の有無。 ・電動機の絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。	2回/年
ファンコイルユニット	・熱交換器、エルミネータの腐食、損傷、詰まり等の有無。 ・排水系統の汚れ、発錆、腐食等の有無。フィルター清掃。	2回/年
定・変风量ユニット	・冷暖房シーズンイン点検。 ・外観(本体、保温材等)の腐食、変形、破損等の有無。	1回/年
送排風機	外観状況； ・汚れの有無。腐食、ボルトの緩みの有無。防振材の破損、劣化の有無。 ・防振装置のスットパーの緩み、劣化の有無。天井吊り支持等の金具緩み、腐食の有無。 電動機；発熱の有無。回転方向の確認。絶縁抵抗測定および電圧、電流測定。 軸受；発熱、異音および振動等の有無。 Vベルト(直動形の除く)； ・緩み、摩擦および損傷の有無。芯出しの良否。 ・Vベルトカバーの変形、損傷等の有無。Vプーリーの摩耗、損傷等の有無。 羽根車；汚れ、変形等の劣化の有無。ボルトの緩み、腐食等の有無。	1回/年
空気清浄装置	ろ材；目詰りの有無。差圧計により圧力損失の点検。 枠、ケーシング；変形、腐食等の劣化の有無。 制御盤；表示等の良否の点検。高圧電源部；電圧が規定値にあるか確認。 電離部；汚れの有無。絶縁抵抗測定。放電線の劣化の有無。	1回/月
パネルヒーター ペリメーター ヒーター	・本体の変形、破損等、劣化の点検および軽微な補修 ・暖房運転切換運転調整 ・温水水漏れ等の点検	1回/年
純水装置	・制御盤内に於けるプリント基板の部品変色、汚損等の点検 ・本体の腐食、損傷および水漏れの有無を点検する ・絶縁抵抗測定 ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
加湿器	・加湿ノズルの詰りの有無。噴霧ポンプ作動の良否 ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
熱源、 空調ポンプ	基礎、固定部； ・固定金具の劣化、固定ボルトの緩みの有無。防振材等の劣化、緩みの有無。 本体； ・腐食、損傷、漏洩等の有無。軸継手ゴムの損傷等の劣化の有無。 ・軸継手の芯狂いが許容範囲内であるかの確認。 ・主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であるかの確認。 ・運転電流が定格値以下であるかの確認。 ・ポンプの吸込圧力および吐出し圧力が許容範囲内であるかの確認。 ・電動機、ケーブルの腐食および損傷の有無。電圧、電流および絶縁抵抗測定。	1回/年

保守点検作業表(6/7)

機器名称	作業項目	周期
熱源、 空調ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・制御機器、フート弁等の作動の良否、圧力および連成計等の測定。 ・消耗部品類の交換。 	1回/年
熱交換器 冷温水ヘッダー	据付け状況； <ul style="list-style-type: none"> ・配管支持の取付け状態の確認。基礎、取付けボルト等の緩みおよび損傷等の有無。 ・保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 本体；腐食、損傷等の劣化の有無。漏れの有無。蓋の取付け状態の良否。 圧力計、温度計、水高温度計； <ul style="list-style-type: none"> ・指針の指示の確認（正常値）。汚れ、損傷等の有無。取付け部等の漏れの有無。 付属管、弁； <ul style="list-style-type: none"> ・汚れ、腐食等の劣化の有無。保温材の脱落、損傷等の劣化の有無。 ・その他の管の漏れ、損傷、腐食等の劣化の有無。 	1回/年
循環濾過装置	<ul style="list-style-type: none"> ・濾過ポンプの音および振動等の有無。グランドパッキンの漏れ等の有無。 ・濾過ポンプの圧力、電圧、電流、絶縁抵抗の測定。 ・濾過器の腐食、損傷、漏れ等の有無およびヘアキャッチャーの清掃。 ・薬注（塩素剤、凝集剤）装置等の作動の良否および漏れ等の有無。 ・各種電動弁、制御装置の作動の良否。 ・熱交換器の腐食、損傷、漏れ等の有無。 	2回/年
各種衛生 ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・本体、着脱装置、ガイド部等の腐食、損傷、漏洩等の有無。 ・電動機、ケーブルの腐食および損傷の有無。電圧、電流および絶縁抵抗測定。 ・制御機器、フート弁等の作動の良否、圧力および連成計等の測定。 ・消耗部品類の交換。 	1回/年
電気温水器	<ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽内外の劣化、腐食、亀裂等の有無を点検。 ・加熱用コイル劣化の点検。 ・電流、電圧、絶縁抵抗の測定。 	1回/年
ガス瞬間 給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼状態の確認、調整 ・ガス漏洩テスト ・湯温調整の機能点検 	1回/年
受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷等の有無。 ・付属装置（ボールタップ、水面制御、警報装置、塩素滅菌器）の腐食。 ・損傷等の有無および作動の良否。 	1回/年
雑排水槽 汚水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・本体の水漏れ、損傷、亀裂、発錆等の有無。 ・付属装置（水面制御、警報装置等）の腐食、損傷の有無および作動の良否。 ・配管、接続部の水漏れ、詰り、発錆、腐食、損傷等の有無。 	2回/年
中水槽 雨水制御槽 雨水貯留槽 沈砂槽 池オーバーフロー槽 湧水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・本体の水漏れ、損傷、亀裂、発錆等の有無 ・付属装置（水面制御、警報装置等）の腐食、損傷の有無および作動の良否。 ・配管、接続部の水漏れ、詰り、発錆、腐食、損傷等の有無。 	1回/年
アトリウム ゴンドラ	懸架部； <ul style="list-style-type: none"> ・レールの曲り、プレート、ボルトの緩みの有無。 ・走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。 その他； <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。 	1回/年
メンテナンス梯子	電気関係； <ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 ・電源電圧が定格の±10%以内であることの確認。 駆動装置および制御装置； <ul style="list-style-type: none"> ・ベルト、ワイヤー、チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 ・駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 ・端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。 懸架部； <ul style="list-style-type: none"> ・走行レール等の曲り、プレート、ボルト等の緩みの有無。 ・走行抵抗の良否。ガイドレール内の異物の有無。 その他；	1回/年

保守点検作業表(7/7)

機器名称	作業項目	周期
メンテナンス梯子	・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
アトリウム トップライト 換気窓	電気関係； ・絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 ・電源電圧が定格の±10%以内であることの確認。 駆動装置および制御装置； ・ベルト、ワイヤー、チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 ・駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 ・端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。 懸架部； ・レール等の曲り、プレート、ボルト等の緩みの有無。 その他； ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
電動 ブラインド	・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
高所作業台	電気関係； ・絶縁抵抗測定。端子部の接続状態および配線状態の良否。 駆動装置および制御装置； ・チェーン等の伸び、緩みの良否および破損等の有無。 ・駆動装置の取付け状態の良否。安全装置の確認および作動状態の良否。 ・端子部の接続状態および配線状態の良否。異常音の有無。 その他； ・メーカー取扱説明書および点検マニュアルによる点検。	1回/年
消防設備	「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。 又、必要に応じて修理その他の措置を講じる。	1回/ 6ヶ月

3 清掃業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、千葉市中央図書館・生涯学習センターの施設建物等における日常清掃および定期清掃を主たる業務とし、常に良好で衛生的な環境を維持することを主目的に、清掃業務を計画的に遂行します。

(2) 日常清掃業務

① 業務時間帯

- ア 時間：午前7時から午後7時まで（以降作業が必要な場合は設備保守員が対応します。）
- イ 要領：休館日を除き、「清掃作業基準一覧表」をもとに実施します。

② 作業基準等

ア 清掃範囲・清掃回数

清掃範囲および清掃回数は本仕様書および別紙「清掃作業基準一覧表」を参照。

イ 床面清掃

(ア) 弾性床材およびタイル類

- ・ダストモップ、自在箒等で除塵します。
- ・固絞りのモップにて拭きます。
- ・汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。

(イ) カーペット

- ・カーペット用掃除機で吸塵します。特別会議室については吸塵してパイル目を整えます。
- ・シミ等の汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。

(ウ) フローリング（デンマーク製の天然木無垢材）

- ・ダストモップ、自在箒等で除塵します。
- ・汚れが著しい場合は固く絞ったモップで拭き取ります。
- ・水、ジュース等がこぼれたら乾いた布で、すみやかに拭き取ります。
- ・ヒールマークは常時、除去するように努めます。

(エ) 木製デッキ（アトリウムガーデン内）

- ・掃除機にて吸塵します。
- ・木の間の隙間に落ちたゴミは掻き出して吸塵します。

(オ) 石床、コンクリート

- ・掃除機または自在箒にて吸塵、除塵します。
- ・鏡面仕上げ箇所は常時、光沢を保つように努めます。

ウ 窓枠窓台清掃

- ・埃、砂等を場所に応じて吸塵、除塵します。
- ・残った埃、砂等を拭き上げにより、取り除きます。

エ 扉・間仕切り・低所ガラス清掃

- ・扉を全体的に拭き、特に取っ手等、人が多く触れそうな箇所はしっかり拭きます。
- ・ガラスについた手垢等を拭きムラがないように除去します。
- ・ドアやガラスの金属部分は常時、汚れがないように努めます。

オ エレベーター清掃

- ・床面は床面清掃アによる清掃を行います。
- ・操作盤のボタン、金属部分の手垢等の汚れを落とします。
- ・扉および壁、鏡面を拭きムラが残らないように拭きます。

カ トイレ清掃

- ・床面は床面清掃アによる清掃を行います。
- ・衛生陶器、洗面台は適正洗剤にて細部まで洗浄を行います。
- ・小便器のある石床部分は常時、汚れていないように努めます。
- ・屑入れ、汚物入れ等のゴミを収集して処理します。
- ・随時、衛生消耗品を補充します。
- ・鏡、手摺等の金属部分は乾拭きにて清掃し、汚れの著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。
- ・落書き等があった場合は適正洗剤を用いて除去します。（ブース内に落書き対策用保護剤の効力がなくなったら新しく塗布します。）
- ・トイレの個室上部やトイレ出入り口の扉のある箇所については、換気口部分や扉の上部も含めて埃を除去します。

キ シャワー室清掃

- ・適正洗剤で鏡面、床を洗浄します。
- ・状況に応じて換気扇や天井も拭きます。
- ・シャワーにて熱湯を鏡面、床等にかけます。
- ・全体を乾いた布でムラなく、拭きます。

ク 給湯室・流し台の清掃

- ・流し台は適正洗剤を用いて洗浄、拭き上げをし、屑入れの内容物、生ゴミ等を除去します。
3階図書館棟側の給湯室については、施設利用者の使用があった際は、清掃を行います。
- ・給湯室床面は床面清掃アによる清掃を行います。

ケ 畳・障子の清掃

- ・畳は掃除機にて吸塵し、汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて除去します。
- ・適宜、畳を拭きます。
- ・障子は、はたき等で除塵し、乾拭き、または水拭きをします。

コ 什器・本棚・備品類の清掃

- ・什器、本棚、備品類は、はたき等で除塵し、乾拭き、または水拭きをします。
- ・机、椅子類は適宜、乾拭き又は水拭きをし、備品類の美化の作業を行います。
- ・椅子の布部分の埃等を吸塵します。
- ・館内の案内板等は、はたき等で除塵を行い、汚れが付着している場合は拭き取ります。

サ 壁面の清掃

- ・はたき等で除塵し、汚れがあるところは壁自体に影響のない適正潜在により拭き取ります。

シ 階段の清掃

- ・床の隅々まで除塵します。
- ・Pタイル部分は固絞りのモップにて拭きます。
- ・汚れが著しい場合は固く絞ったモップにて拭き、除去します。
- ・ヒールマークは常時、除去するように努めます。
- ・手摺等の金属部分は常時、光沢を保つように努める。

ス 屋上・バルコニー・外周リ・駐車場等の清掃

- ・拾い掃き清掃を主とし、全体的に巡回清掃をします。
- ・側溝および排水溝を清掃し、正常な流れを保持します。
- ・金属部分等は錆び等、汚れがないようにします。
- ・壁面についた砂、クモの巣等を除塵します。
- ・除草作業は必要に応じて適宜、行います。（植栽内を除く）
- ・ゴミ集積場は常に清潔にし、ゴミ搬出後は水洗いし、必要に応じて適正洗剤を用いて洗浄します。

セ シャッター清掃

(ア) 板シャッター

- ・適正洗剤で洗浄し、水洗い後、拭きます。

(イ) パイプシャッター

- ・シャッター表面および周辺の埃をフラワークリーン等、またはバキュームで吸い取ります。
- ・拭き上げを行い、汚れを除去します。

ソ 照明器具清掃

- ・はたき等で除塵します。
- ・汚れの付着が著しい場合は拭き上げ作業を行います。

タ ゴミ処理および灰皿の清掃

- ・施設内外から出るゴミを回収し、指定場所に集積します。
- ・施設内のゴミ箱は拭き上げを行い、常時、清潔に保つように努めます。

- ・施設内外の灰皿は吸殻を除去した後、水洗い、または雑巾で拭きます。

チ アトリウムガーデン内の植栽および水槽周りの清掃

- ・植栽、水槽内のゴミを取り除きます。
- ・囲枠の除塵をします。
- ・汚れの付着が著しい場合は適正洗剤を用いて、汚れを除去します。

ツ 給排気口清掃

- ・給排気口表面及び周辺の埃をフラワークリーン等、またはバキュームで吸い取ります。
- ・汚損状況により、拭き上げ作業を行い、汚れを除去します。
- ・作業を行なった周辺の埃を除去します。

テ その他

- ・ホール客席、控室、研修室、会議室、ホワイエ等は1日1回の作業に加え、利用のあった後は、洗面台、床面、黒板、屑入れ等の清掃を実施し、次の利用者に支障のないように原状回復に努めます。
- ・壁面、机等、落書きなどにより、重度に汚れた場合、作業する前に必ずテストを行い、極力建材を傷めないように汚れを除去します。

ト ゴミ処理業務

- (ア) ゴミの分別処理を適正に行います。
- (イ) 生ゴミ用のバケツは、毎日、搬出後、洗浄し、清潔に保ちます。
- (ウ) ゴミ搬出業者が搬出した後は、床および排出溝等を水洗し、衛生的に保ちます。

(3) 定期清掃業務

① 業務時間帯

- ア 時間：午前7時から午後7時まで（原則として）
- イ 要領：別紙「清掃作業基準一覧表」をもとに実施します。

② 作業基準等

ア 清掃範囲・清掃回数

清掃範囲および清掃回数は「清掃作業基準一覧表」のとおり

イ 清掃内容

(ア) 弾性床材およびタイル類

- ・床面の除塵作業の後、適正洗剤で洗浄し、床面保護剤を塗布します。
剥離洗浄作業は適正な剥離剤を使用し、床面の古い保護剤の完全除去を行い、新しい床面保護剤を最低2回以上、塗布します。
- ・3階ブリッジ脇のPタイル部分は、週1回ドライまたはウエット方式にて、常に光沢を保つように努めます。

(イ) カーペット

- ・ウエット方式またはドライ方式にて実施します。
- ・しみが残っている場合は、しみ抜き剤を用いて除去します。
- ・ウエット方式は年2回とし、ドライ方式は回数に係らず計画的に実施します。

(ウ) 石床・陶板タイル

- ・床面を除塵します。
- ・適正洗剤を用いて洗浄を行います。

- ・年1回、石床専用の保護剤を塗布し、常に光沢を保つように努めます。
- (エ) ブラインド
- ・ブラインドに積もった埃を除塵します。
 - ・中性洗剤で洗剤拭きを行い、その後、水拭きを行います。
- (オ) 木製デッキ（アトリウムガーデン内）
- ・床面を除塵します。
 - ・適正洗剤を用いて洗浄を行います。
 - ・保護剤を塗布します。
- (カ) 時計台・モニュメント
- ・脚立または高所作業台を利用して拭き上げを行ない、汚れを除去します。
- (キ) 支柱
- ・脚立または高所作業台を利用して除塵を行います。
 - ・拭き上げを行い、汚れを除去します。
- (ク) 閲覧室2階情報サービスコア上部
- ・脚立または高所作業台を利用して除塵を行います。
 - ・拭き上げを行い、汚れを除去します。（照明も除塵し、拭きます。）
- (ケ) 食文化研修室換気扇（年6回）
- ・レンジフード内（ダンパーまで）を適正洗剤で洗浄し、油分等の汚れを除去します。
 - ・フード内をきれいに拭きます。
 - ・グリスフィルターを洗浄します。
 - ・フード周りを斑にならないように丁寧に拭きます。
- (コ) アトリウム上部開閉窓内部の床
- ・床面を除塵します。
 - ・適正洗剤を用いて洗浄を行います。
- (サ) ガラス
- ・ガラス用洗剤をガラス面に塗布し、スクイジーにて汚水が残らないように除去します。
 - ・スクイジー除去しきれず残った部分は、乾拭きにて仕上げます。
 - ・サッシの除塵、拭き上げを行います。
 - ・アトリウムガーデン天井のガラス内側はトップライトゴンドラを利用して作業を行い、南側ガラスについてはメンテナンス梯子を利用して作業を行います。
- (シ) コインロッカー（年6回）
- ・拭き上げ作業を行います。また、ロッカー上部もしっかり拭きます。特に、染付いたにおいも除去するよう努めます。
- (ス) 照明器具清掃（クの該当箇所は、除く）
- ・カサ状の照明器具については、年1回重点的に除塵します。
 - ・はたき等で除塵します。
 - ・汚れの付着が著しい場合は、拭き上げ作業を行います。

清掃作業基準一覧表

階数	名称 (管理対象場所)	作業種別		日常清掃 (回数)														定期清掃				
		床材質	面積 (m ²)	床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭きの清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	吸殻灰皿処理	黒板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台の潜像及び茶殻処理	エレベーター清掃	シャワー室清掃	床面清掃	その他定期清掃	
1 F	1. 図書館棟内訳																					
	グループ研修室	タイルカーペット	19.2	1/D		T			2/D												1/Y	
	情報サービスコア	タイルカーペット	49.7			T			1/D								2/D				1/Y	
	給湯室	ビニールタイル	27.6	1/D	1/D				2/D								2/D				6/Y	
	廊下 D	ビニールタイル		1/D	1/D				1/D	2/D											6/Y	
	シャワー・脱衣室	ビニールタイル		1/D	1/D				1/D	1/D				1/D					1/D		6/Y	
	団体室	タイルカーペット	528.5	1/D		T			1/D												1/Y	
	整理作業室	タイルカーペット		1/D		T			1/D												1/Y	
	配本室	タイルカーペット		1/D		T			1/D												1/Y	
	障害者サービススタッフルーム	タイルカーペット	327.2	1/D		T			1/D												1/Y	
	要員室	タイルカーペット		1/D		T			1/D												1/Y	
北側犬走り	磁器質タイル	172.8	2/D	T																6/Y		
東側スロープ	磁器質タイル		2/D	T																6/Y		
2 F	閲覧室(地域部門 STF ルーム等含)	フローリング	2,995.0	2/D			2/D		1/D													
	廊下 G	フローリング	25.0	2/D						2/D												
	地域部門書庫	ビニールタイル	75.4	1/D																	2/Y	
	情報サービスコア	タイルカーペット	49.7	1/D		T															1/Y	
	館長室	タイルカーペット	31.2	1/D		T			1/D												1/Y	
	管理事務室・会議室	タイルカーペット	72.1	1/D		T			1/D												1/Y	
3 F	廊下 J・ラウンジ a、b	フローリング	350.0	2/D			1/D			2/D												
	小会議室	フローリング		1/D			1/D		1/D													
	研修室 3	フローリング	64.0	1/D			1/D		1/D													
	静養室	緑甲板他	5.6	1/D	3/D		1/D		1/D													
		畳	6.0	1/D			1/D		1/D													
	和室	畳	25.5	1/D			1/D		1/D													
		緑甲板他	5.3	1/D	3/D		1/D		1/D													
	食文化・工芸研修室	長尺シート	162.7	1/D	3/D		1/D		1/D												6/Y	
	研修室 1・2	タイルカーペット	124.7	1/D		T	1/D		1/D												1/Y	
	特別会議室	タイルカーペット	121.1	1/D		T	1/D		1/D												1/Y	
大研修室	タイルカーペット	182.6	1/D		T	1/D		1/D												1/Y		
学習推進室	タイルカーペット	52.1	1/D		T			1/D												1/Y		

・研修室、会議室等の貸し室においては、1日1回の作業に加え、お客様の利用のあった後は、床面、机上、什器、扉、取手、硝子、黒板、屑入れ等の清掃を実施し、次の利用者に支障のないように原状回復に努める。

清掃作業基準一覧表

階数	名称（管理対象場所）	作業種別	日常清掃（回数）														定期清掃			
			床の除塵・吸塵清掃	床の拭き清掃	カーペットのしみ除去	机上・什器等拭き清掃	手摺拭きの清掃	扉・取手・硝子の清掃	ゴミ処理	吸殻灰皿処理	黒板拭き清掃	衛生陶器の洗浄	洗面台・鏡の清掃	汚物入れ処理	消耗品補充	流し台の潜像及び茶殻処理	エレベーター清掃	シャワー室清掃	床面清掃	その他定期清掃
	2. 生涯学習センター棟内訳	床材質	面積 (m ²)																	
1 F	生涯学習広場	タイルカーペット	279.1	1/D		T	1/D		1/D										1/Y	
	事務室	タイルカーペット				T		1/D											1/Y	
	休憩コーナー、カフェ内部	フローリング	219.0	3/D			3/D		3/D	3/D										
	厨房	エポキシ塗り床	42.0	カフェ営業者が実施																
	厨房事務室	長尺シート	24.6																	
	更衣室	長尺シート																		
	サービス通路	長尺シート																		
		アトリウムG平場(読書テラス含む)	木製デッキ	321.0	2/D			2/D	2/D	2/D									1/Y	
		アトリウムG階段	木製デッキ	227.1	2/D			2/D	2/D	2/D									1/Y	
	アトリウムG正面外部	木製デッキ	88.0	2/D			2/D	2/D												
2 F	事務室	タイルカーペット	240.1	1/D				1/D											1/Y	
	スタッフラウンジ	タイルカーペット		1/D		T		1/D	2/D	2/D					2/D				1/Y	
	廊下F	タイルカーペット	172.8	1/D		T													1/Y	
	ロッカールーム(男女更衣室)	タイルカーペット		1/D		T		1/D											1/Y	
	調査・資料室	タイルカーペット	275.4	1/D		T	1/D	1/D											1/Y	
	事務室	タイルカーペット		1/D		T		1/D											1/Y	
	データ入力室	タイルカーペット		常駐者との協議により適宜実施																
		ラウンジ・廊下E	フローリング	401.5	2/D			2/D		2/D										
		テラス	フローリング		2/D			3/D	3/D	3/D	3/D									
		ホワイエ	フローリング		1/D		1/D	1/D	1/D	1/D										
		控室	タイルカーペット	123.3	1/D		T	1/D		1/D	1/D								3/D	1/Y
		廊下H・前室	タイルカーペット		1/D		T			1/D										1/Y
		ホール客室	フローリング	252.0	1/D			1/D		1/D										
		前室 a	フローリング		1/D					1/D										
	ステージ・ステージ袖	檜フローリング	185.0	1/D																
	E Vホール	ビニールタイル	28.9	1/2D															3/Y	
	ピアノ庫	ビニールタイル		1/W															3/Y	
	書庫	ビニールタイル		1/W															3/Y	
	給湯室	ビニールタイル		1/D						2/D						2/D			4/Y	

4 警備業務

(1) 業務の対象範囲・内容

本業務は、施設内の秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、利用者の安全及び財産の保全を目的とし、「誰もが安心して利用できる施設」を目標として警備業務を実施します。

豊富な知識と経験を持つ自衛消防業務講習修了者を含む専門の警備員を、24時間・通年常駐させ、日中は常時、巡回・立哨・出入管理・カメラ監視等の対応を行うとともに、常に館内に目を配り、挙動不審者などへの警戒を行うことにより、利用者の安全確保に努めます。

(2) 常駐警備業務

① 館内外警備

ア 警備人員および警備担当時間

常駐A 日勤 1人以上 (8:00~22:00)

常駐B 全勤 2人以上 (8:00~翌8:00)

イ 従事者の資格等

(ア) 責任者として、常駐警備2級以上の資格を有する者を配置します。

(イ) 中央管理室においては、自衛消防業務講習修了者の有資格者を常時配置します。

(配置要員のうち、自衛消防業務講習修了者を登録し、急遽の欠員でも即時補充します。)

ウ 主要業務

(ア) 総合監視盤の監視業務 (防災センター要員による常時監視)

(イ) I T Vモニター監視業務

(ウ) 関係者通用口における出入管理業務

(エ) 鍵およびセキュリティカードの授受・管理

(オ) 館内、外周の巡回および立哨警備業務

(カ) 開閉館業務

(キ) 警備に付帯する設備機器の操作・管理業務

(ク) 非常災害時の対処業務 (施設利用者等の保護を含む)

(ケ) 駐車場精算機の監視業務

(コ) その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

② 第1駐車場

ア 警備人員および警備担当時間

常駐C 日勤 2人以上 (8:00~17:00)

(9:00~18:00)

(12:15~21:15)

イ 業務を要しない日

全館休館日

ウ 主要業務

千葉市中央図書館・生涯学習センター第1駐車場

(ア) 駐車場内の整理および出入誘導業務

・混雑時は、第1駐車場が満車の場合は、第2駐車場へ案内を行う等、交通の妨げにならないよう整理等行っていきます。

- (イ) ゲート操作業務
- (ウ) 駐輪場および正面玄関附近の駐輪の整理および立哨
- (エ) その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

③ 第2駐車場警備

ア 警備人員および警備担当時間

常駐D 日勤 1人以上 (9:00~21:00)

イ 業務を要しない日

平日

ウ 主要業務

千葉市中央図書館・生涯学習センター第2駐車場

(ア) 駐車場内の整理および出入誘導業務

(イ) ゲート操作業務

(ウ) その他委託者の注文、指示等による業務上必要と認められる業務

(3) 機械警備業務

① 警報装置等の設置

ア 端末感知器（開閉感知器、感熱感知器等）を、取り付けます。

イ 中央管理室において、各端末感知器等の監視を行います。

ウ 侵入、火災等の異常信号は通信回線（万一切断された場合でも異常としての通報ができる断線監視サービス機能付き）を通じて委託会社の集中監視センターで受信され、そこで侵入、火災等の信号を自動的に識別します。

② 警備対象時間

ア 22:00~翌朝7:00を基本とする。（職員在館の状況に応じて）

イ 休館日において在館者のいない場合は終日

③ 主要業務

異常信号を受信したらすみやかに現場に急行し、火災、盗難等による被害の拡大を防止し、事故を認知した段階ですみやかに関係各所への通報、連絡を行います。

5 植栽維持管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

「千葉市の施設等における農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用に係る指針」に基づき、敷地内のすべての植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい自然環境を維持します。

(2) 屋上屋外植栽維持管理業務

① 樹木剪定

ア 方法

刈込みバサミや動力の刈込み機械を使用して生垣、下木および地被類の寄植地（寄せ植え部分）の刈込み作業（樹冠を刈り、縮小させる作業）を行い、整形された樹木の表面の枝葉をより密にし、より美しさを強調し、通風、採光をよくします。

中木（ムクゲ）は、伸びが非常に良いため、剪定を行います。

イ 作業時期および回数

生垣、下木については、花が咲き終わり、春の新芽が伸び、生長が休止する6月頃に実施します。
地被類については、4月頃に刈り込みを実施します。
中木（ムクゲ）は落葉時期の2月頃に実施します。

② 病害虫対策

ア 方法

病害虫の早期発見につとめ、物理的防除を優先します。やむを得ない場合のみ人通りの少ない早朝等を選び、風のないときを見計らって作業を行い、消毒後は防護柵を設置します。

イ 作業時期および回数

物理的防除は、適時実施します。

(3) アトリウム植栽維持管理業務

① 高中低木剪定

ア 方法

自然樹形を基本とし、枝透かし剪定並びに枯れ枝、不用枝および弱小枝の撤去を行います。

イ 作業時期および回数

年2回、時期については生育状況を検討し、実施します。

② 病害虫対策

ア 方法

病害虫の早期発見、物理的な防除を優先します。樹木の交換等については適宜、実施します。

イ 作業時期および回数

物理的防除（通年）

③ 施肥

ア 方法

植栽樹ごとに肥料を計算し、じょうろ等により散布します。

イ 作業時期および回数

年2回、時期については生育状況を検討し、実施します。

④ 植栽排水口点検

ア 方法

専用工具により点検蓋を開け、目視により確認し、ゴミ等を除去します。
同時に植物等の生育状況を点検し、異常を発見した場合は、対応策を検討します。

イ 作業時期および回数

毎月1回実施します。（年12回）

⑤ 補植

ア 方法 植え替え等適切な形で行います。

イ 時期 随時

6 敷地内施設維持管理業務

【基本方針】

施設の利用者の安全を第一に考え、常に便利で快適に利用できるよう、千葉市生涯学習センター管理運営の基準に基づき、美観を維持し、駐車場及び駐輪場の性能、機能を最大限活かした管理をします。

(1) 業務の対象範囲・内容

駐車場、駐輪場建築物、その他下記に挙げる敷地内の施設の維持管理業務を行います。

(2) 一般的な維持管理業務

① 次に挙げる施設は建築物保守管理業務にて実施します。

ア 駐車場地盤、および舗装面

イ 駐輪場建築物

ウ 時計台

エ モニュメント「新学の木」

オ 掲揚台

カ 玄関前看板類

キ 駐車場表示板

② 外灯等電気設備は建築設備保守管理業務にて実施します。

③ 敷地内設備の清掃は清掃業務にて実施します。

④ 敷地内設備の警備・案内は警備業務にて実施します。

(3) 駐車場機器の維持管理業務

① 駐車場機器の常時正常稼動と、万一の機器故障時に迅速な復旧を図るために、保守点検を実施します。

② 保守内容

ア 6ヶ月ごとに定期点検を実施します。

イ その他、機器の正常動作を保つ上で必要な点検を実施します。

ウ 万一の機器故障時には迅速な復旧を図ります。

7 環境衛生管理業務

(1) 業務の対象範囲・内容

① 特定建築物の届出および建築物環境衛生管理技術者の選出

② 維持管理計画等の作成

③ 実施報告書、測定、検査等の記録書類関係の作成

④ 官公庁等の検査の立会い

⑤ 関係部署との連絡調整

(2) 空気環境測定

① 目的

空気環境測定業務は、室内環境の状況を正しく保ち、人の健康に影響があるか否かを判断する目的として実施します。

ア 測定を行う者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項に定める空気環境測定実施者とし、館内17ポイントを測定します。

イ 測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を調査し、対応策を講じます。

ウ 室内については、各階毎に居室の適切な位置、床上75cm以上150cm以下の高さで測定し、外気については外気取り入れ口付近および1階出入り口付近で測定します。

なお、検査項目に関して別表のとおりです。

別表 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

項目名	環境条件	実施周期
1 浮遊粉塵の量	空気1m ³ につき0.15mg以下	2ヶ月に1回
2 一酸化炭素の含有率	10ppm以下 ただし、外気中の濃度が高く、この値が保てない時は20ppm以下	2ヶ月に1回
3 炭酸ガスの含有率	1000ppm以下	2ヶ月に1回
4 温度	1) 17度以上28度以下 2) 居室における温度を外気温より低くする場合は、その差を著しくしないこと。	2ヶ月に1回
5 湿度	40%以上70%以下	2ヶ月に1回
6 気流	0.5m/S以下	2ヶ月に1回
7 ホルムアルデヒドの量	空気1m ³ につき0.1mg以下	※注

注) 測定時期については新築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替えの完了後、または、新しい備品、家具類を配置した場合のみ測定を実施し、当該建築物の使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間で実施します。

サンプリングの場所は各階ごとの任意の居室とし、時間帯は通常の使用時間とし、サンプリング時間は30分間とします。

(3) 水質検査業務

① 飲料水の残留塩素の検査

ア 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当含有率が水道法施行規則に適合することを確認します。

イ 検査の周期は7日ごとに1回とし、基準は遊離残留塩素の含有率0.1ppm以上とします。

ただし、病原生物に著しく汚染されるおそれ等がある場合は含有率0.2ppm以上とします。

ウ 測定はDPD法、またはこれらと同等以上の精度を有する方法とします。

② 飲料水の水質検査

項目	基準値	備考	点検周期
一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素および亜硝酸性 塩素物イオン 有機物等 カリウム消費量) pH値 味 臭気 色度 濁度	1mLの検水で形成される集落数が100以下 検出されないこと 10mg/L以下 200mg/L以下 3mg/L以下 5.8以上8.6以下 異常でないこと 異常でないこと 5度以下 2度以下		2回/年
鉛およびその化合物 亜鉛およびその化合物 鉄およびその化合物 銅およびその化合物	0.01mg/L以下 1.0mg/L以下 0.3mg/L以下 1.0mg/L以下	重金属※	2回/年
蒸発残留物	500mg/L以下	蒸発残留物※	2回/年

注) ※の5項目については、水質検査結果が適合していた場合にはその次の回に限り検査を省略できる。

項目	基準値	備考	点検周期
シアン化物イオンおよび塩化シアン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 塩素酸 臭素酸 トリクロロ酢酸 ホルムアルデヒド	0.01mg/L以下 0.02mg/L以下 0.03mg/L以下 0.6mg/L以下 0.01mg/L以下 0.03mg/L以下 0.08mg/L以下		1回/年
クロロホルム ジブromokクロロメタン ブromोजクロロメタン ブromオホルム 総トリハロメタン	0.06mg/L以下 0.1mg/L以下 0.03mg/L以下 0.09mg/L以下 0.1mg/L以下	消毒副生物	1回/年

注) 検査時期は6月1日から9月30日までの間に1回行います。

(4) 簡易水道水検査

- ① 受水槽の施設外観、水質検査、書類検査を水道法34条の2および同施行規則第23条に準じて行います。
- ② 検査の周期は1年以内ごとに1回とします。
- ③ 対象設備 受水槽 1台

(5) 雑用水水質検査

- ① 雨水再利用貯留槽から供給される水（雑用水）を下記の水質基準に基づき水質検査を行います。

水質項目	基準	点検周期
大腸菌群	検出されないこと	1回／2ヶ月
濁度	2度以下であること	1回／2ヶ月
遊離残留塩素	含有率0.1mg/L以上	1回／7日
pH値	5.8以上8.6以下	1回／7日
臭気	異常でないこと	1回／7日
外観	ほとんど無色透明であること	1回／7日

- ② 採取場所は原則として、使用場所に最も近い水槽の出口付近等とします。

(6) 冷却塔および冷却水の水質検査

- ① 冷却塔および冷却水で使用する水（雑用水）の水質検査を行い、水質基準に適合させます。
② 水質検査項目は飲料水と同じ検査項目とし、検査周期は1年以内ごとに2回とします。
ただし、冷却塔および冷却水の使用期間が6ヶ月以内の場合は1回とします。

(7) レジオネラ属菌検査

- ① 冷却塔及び冷却水について、レジオネラ属菌の検査を運転開始後7日以内と運転期間内に1回検査を実施します。

(8) 害虫駆除業務

① 目的

害虫防除業務は、害虫の防除、駆除を行って清潔な環境をつくり、精神的、社会的に良好な状態を維持することを目的とし、ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにネズミ等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ネズミ等の発生を防止するための防除を行います。

ア 防除作業を実施するに当たっては、建物内に常駐する各部署の担当者と十分に具体的な打ち合わせを行う他に、一般の施設利用者の為に回覧、表示等によって実施を知らせ安全について協力を要請します。

イ 作業実施に当たっては防除作業従事者の安全、施設や物品の安全等について点検し、安全であることを確認した後に作業を開始します。

ウ 作業中であっても常に安全について留意し、確認します。

防除作業が終了した時は、直ちにその作業の効果を確認します。確認した後、施設の養生、使用器具、害虫及び、ネズミの死骸等を回収し撤去します。

エ ネズミ等の害虫発生状況は設備巡回点検時においても注意を払い、その痕跡が認められる場合は、速やかに対応します。

- ② 対象範囲は施設内です。

8 備品等保守管理業務

市及び指定管理者の備品の保管管理を確実にを行うとともに、施設運営に支障をきたさないよう適宜整備を行い、それぞれの備品台帳により常に使用に適した良好な状態となるよう管理します。

(1) 業務の対象範囲・内容

生涯学習センターに設置してある備品等の点検・保守を実施します。

(2) 仕様・水準

① 点検・保守

備品等の点検・保守は随時点検を行い、不具合の生じたものは修繕等を行い、交換が必要なものは、速やかに届け出る。また、専門性を有するものは専門業者に別途保守を委託し、日常・定期点検及び調整・修繕を実施します。

指定管理者で整備した備品については、適宜更新等を行います。

② 管理

指定管理者の備品は、単価2万円以上の物品（消耗品を除く）について、備品管理台帳を作成し、管理する。台帳の内容は、品名（メーカー名を含む）、数量、金額、設置場所とする。

市の備品は、市の備品台帳に基づき適正に管理する。

(3) 点検箇所・点検方法

① 3階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務室	事務机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	ロッカー	破損、汚れ		
	パソコン	破損、動作確認	動作点検	
	コピー機	破損、動作確認		
	電話設備機器	破損、動作確認		
各研修室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	AV 機器	破損、動作確認	動作点検	随時
プロジェクター室	AV 機器	破損、動作確認	動作点検	随時
食文化研修室	食器・什器類	破損、汚れ	目視	随時
	調理器具	破損、動作確認	動作点検	
工芸研修室	工芸用器具等	破損、動作確認	動作点検	随時
印刷デザイン室	机・棚・台車	破損、汚れ	目視	随時
	印刷機	破損、動作確認	動作点検	

② 2階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務室	事務机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	パソコン	破損、動作確認	動作点検	
	電話設備機器	破損、動作確認		
ロッカー室	ロッカー	破損、汚れ	目視	随時
調査・資料室	書架	破損、汚れ	目視	随時
	机・椅子	破損、汚れ		
	コピー機	破損、動作確認	動作点検	
	蔵書無断持ち出し防止装置	破損、動作確認		
ホール	フルコンピアノ	破損、調律	動作点検	年4回
	AV機器	破損、動作確認		随時
	舞台用装置	破損、動作確認		随時

③ 1階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
中央管理室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	金庫	破損、汚れ		
総合受付	パソコン	破損、動作確認	動作点検	随時
	コピー機	破損、動作確認		
	電話設備機器	破損、動作確認		年2回
生涯学習広場	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	パンフレット架	破損、汚れ		
	書架	破損、汚れ		
エントランス	車椅子・ベビーカー	破損、動作確認	動作点検	随時
	傘立て	破損	目視	
	コインロッカー	破損、汚れ		
カフェ（多目的スペース）	テーブル、椅子	破損、汚れ	目視	随時
休憩コーナー	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時

④ 地下1階

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
事務スペース	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	キャビネット	破損、汚れ		
	パソコン	破損、動作確認	動作点検	年2回
	電話設備機器	破損、動作確認		
各研修室	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
	AV機器	破損、動作確認	動作点検	随時
	パソコン	破損、動作確認		
プロジェクター室	AV機器	破損、動作確認	動作点検	随時
フリースペース	机・椅子 タブレット	破損、動作確認	動作点検	随時
学習教材室	プロジェクター	破損、動作確認	動作点検	随時
	16ミリ映写機	破損、動作確認		
	16ミリフィルム	破損、動作確認		
音楽スタジオ	楽器	破損、動作確認	動作点検	随時

⑤ その他

場所	名称	点検項目	点検方法	点検時期
第2駐車場	机・椅子	破損、汚れ	目視	随時
管理小屋	ロッカー	破損、汚れ		

第5章 施設の貸出等の施設管理業務

1 年間計画

(1) 開館日・開館時間

次の休館日を除く通年開館とし、開館時間は9時～21時とします。

ただし、予約時に開館前及び閉館以降に使用する希望があれば、適宜対応します。

- ・毎月第4月曜日（祝日法の休日にあたる場合は、その翌日）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 優先利用（利用調整）計画

市又は国・県等が実施する主催・共催事業、指定管理者受託事業等については、事前予約を行い、優先確保します。

ただし、同一の施設での優先利用はひと月に概ね二分の一以下とし、市民の利用を阻害することのないように努めます。

なお、アトリウムガーデンについては、センターや国、県、市の主催事業など公共性・公益性が高く、センターの管理上支障のないものについて、使用を承認します。

2 施設貸出業務、利用料金等

生涯学習センター各施設及び附属設備の利用受付・貸出を行うとともに、下表の利用料金を徴収します。

また、施設の入場・退場に関する手続きを適正に行うとともに、附属設備の利用者に対し、使用方法の説明、指導等のサポートを行います。

定期的に所内・担当者会議を開き、課題を解決できる体制を構築し、利用者の利便性がより図られるようにします。

(1) 利用料金等

① 施設利用時間帯区分・利用料金

区 分	条例上の上限 (1日につき)	利 用 時 間 帯 区 分			
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
ホール (平日)	53,210 円	13,350 円	18,500 円	13,350 円	44,810 円
(土日祝日)	53,210 円	13,870 円	25,450 円	13,870 円	52,960 円

区 分	条例上の上限 (1日につき)	利 用 時 間 帯 区 分					
		午前 9:00～ 12:00	午後A 12:30～ 15:00	午後B 15:30～ 18:00	夜間 18:30～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	
研 修 室	研修室1・2・3	9,080 円	2,380 円	2,230 円	2,230 円	2,230 円	8,650 円
	大 研 修 室	25,930 円	6,760 円	6,380 円	6,380 円	6,380 円	25,460 円
	工 芸 研 修 室	11,090 円	1,980 円	1,850 円	1,850 円	1,850 円	7,120 円
	小 会 議 室	5,730 円	1,500 円	1,390 円	1,390 円	1,390 円	5,600 円
	特 別 会 議 室	25,050 円	2,420 円	2,280 円	2,280 円	2,280 円	8,960 円
	ミーティングルーム		750 円	690 円	690 円	690 円	2,750 円
	和 室	9,210 円	2,400 円	2,250 円	2,250 円	2,250 円	8,650 円
マ ル チ メ デ ィ ア ス ペ ー ス	小 ホ ー ル	22,110 円	4,740 円	4,400 円	4,400 円	4,400 円	17,820 円
	パ ソ コ ン 学 習 室	23,220 円	6,060 円	5,700 円	5,700 円	5,700 円	22,910 円
	ス タ ジ オ	13,810 円	3,590 円	3,380 円	3,380 円	3,380 円	13,240 円
	多 目 的 室	10,180 円	1,130 円	1,030 円	1,030 円	1,030 円	4,070 円
	映像音声加工編集ブース (1ブースにつき)	3,250 円	ブース時間貸し・10カ所(1時間あたり各160円) ※全ブース利用は1時間あたり510円				
	アナウンスブース	1,290 円	330 円	300 円	300 円	300 円	1,220 円
	デジタル音楽室1・2	990 円	160 円	160 円	160 円	160 円	610 円
	音 楽 ス タ ジ オ	13,490 円	3,520 円	3,320 円	3,320 円	3,320 円	13,240 円

時間帯区分 施設名	条例上の上限 (1日につき)	A区分 9:00～15:00	B区分 16:00～21:00	全日 9:00～21:00
食文化研修室	12,550 円	3,050 円	2,540 円	5,090 円

※空き施設の利用効率を高めるため、以下の場合には、利用料金を割引します。

ア ホール使用者が使用当日 29 日前から前日までで練習のみに使用する場合：施設利用料金の 30% 相当額を割引

イ 以下の施設を直前（当日～6 日前）に使用許可申請する場合：施設利用料金の 30% 相当額を割引

・研修室 1 / 2 / 3 ・大研修室 ・食文化研修室 ・和室 ・特別会議室

・小会議室 ・パソコン学習室 ・音楽スタジオ ・多目的室

ウ 以下の施設を直前（当日～6 日前）に使用許可申請する場合：施設利用料金を次の額とする。

時間帯区分 施設名	午前 9:00～12:00	午後A 12:30～15:00	午後B 15:30～18:00	夜間 18:30～21:00	全日 9:00～21:00
工芸研修室	780 円	720 円	720 円	720 円	2,850 円
スタジオ	780 円	720 円	720 円	720 円	2,850 円
小ホール	780 円	720 円	720 円	720 円	2,850 円

② 附属設備利用料金

区分	品目	単位	金額 (施設の利用時間 帯区分ごとに)	備考
舞台設備	ホール照明セット(ボーダーライト、アッパー ホリゾンライト、フロントサイドスポットライ ト、シーリングスポットライト)	1式	2,710円	
舞 台 設 備	ホール音響セット	1式	3,300円	
	演台・花台	1式	520円	司会台を含む
	会議机	1台	200円	
	椅子	1脚	50円	
	コントラバス用椅子	1脚	100円	
	ピアノ椅子	1脚	300円	
	指揮者用譜面台	1台	150円	
	演奏者用譜面台	1台	50円	
	指揮台	1台	300円	
	山台(平台)	1式	6,020円	
プログラムスタンド	1台	100円		
映 像 設 備	ビデオプロジェクター、スライドプロジェク ター、OHP、書画カメラ	1台	1,010円	可動式
	大型プロジェクター	1台	1,960円	
	スクリーン(ホール専用370インチ)	1式	860円	
	スクリーン	1式	200円	
	AVワゴン(Bluray/VHSデッキ)	1式	1,220円	
16ミリ映画フィルムコンバーター	1台	1,860円		
音 響 設 備	有線マイク・マイクセット	1式	230円	床置型、卓上型
	ワイヤレスマイクセット	1式	500円	ハンド型、 タイピン型
	カセットデッキ(CD、MD、カセット)	1式	200円	
楽 器	国産フルコンピアノ	1台	6,600円	
	電子ピアノ	1台	860円	
	楽器・アンプセット(ドラムス、シンセサイザ ー、ボーカルアンプ、ギターアンプ)	1式	1,630円	
そ の 他	電子白板	1台	430円	
	展示用パネル・白板・掲示板	1台	100円	

③ 加算額

市民の学習活動を最優先に考え、物品の販売その他の営利を目的とした行為を行う場合は、割増料金として80%を加算します。

また、入場料等を徴収する場合には、千葉市生涯学習センター設置管理条例第11条に規定する委員会規則に基づいて適正な割増料金を加算します。

許可を受けた区分での時間帯を超えての使用については、次の区分の利用者に迷惑がかかるため原則として認めません。ただし、次の区分の利用者に迷惑がかからない場合は、許可を受けた区分の時間帯を超えての使用を認めますが、千葉市生涯学習センター設置管理条例第11条に規定する委員会規則に基づいて適正な料金を加算します。

④ 減免額

千葉市生涯学習センター設置管理条例第12条に規定する委員会規則で定める、障害者及び障害者団体が使用する場合の利用料金の減額は、50%相当額とします。

⑤ 利用料金の返還

千葉市生涯学習センター設置管理条例第13条ただし書きに規定する委員会規則で定める、使用期日の7日前（ホールにあっては、30日前）までに使用取消を届け出た場合の返還額は、80%とします。

⑥ 施設の利用率の目標

利用率は、下表のとおりとなっています。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用率	51.6%	55.2%	58.2%	62.8%	64.7%
増減	+5.5	+3.6	+3.0	+4.6	+1.9

令和2年度も引き続き施設利用のPRなどを行い、リピーターを増やすなどし、前年度実績の0.5%増をめざします。

3 利用受付及び使用許可

条例・規則に定める基準・手続きに従い、施設利用の受付及び使用許可を行います。

施設の利用については、利用者が提出した施設使用許可申請を「千葉市生涯学習センター使用許可審査基準」に従って審査し、使用を許可します。その際に施設利用料金を徴収します。なお、遠方等の理由により来館が困難な場合は、電話による施設の利用受付や利用料金の振り込みによる支払いにも対応します。

また、以下の仮予約サービスも行っています。

《仮予約サービス》

毎月1日に6か月先の貸出施設の空き情報を公開し、仮予約サービスを行い、申込みが完了するまで利用希望施設を確保します。ただし、仮予約には有効期限を定め、有効期限内に受付窓口において申込みを行わない場合は、仮予約を取消することとします。

① 抽選仮予約

利用希望日の属する月の6ヶ月前の月の1日から7日を抽選予約期間とし、インターネットから仮予約を受け、その後抽選を行い、利用者へ抽選結果をお知らせします。

当選した抽選仮予約の有効期限は毎月10日から24日とします。

② 先着仮予約

抽選の後、空いている施設は、利用希望日の6ヶ月前の10日から下記の方法及び期間で受け付けます。

ア インターネット・・・利用希望日の6ヶ月前の10日から2日前まで

イ 電話、窓口・・・利用希望日の6ヶ月前の10日から当日まで

先着仮予約の有効期限は7日間とします。

4 地下1階フリースペースの運営

地下1階の運営を「ラウンジ」「ブラウジングカフェ」「ポケットパーク」として、「発表」「交流」「体験」を柱に、下記のとおり運用していきます。

なお、下記の使用方法以外にも、利用者の声に耳を傾け、その意見を反映しながら、より良い施設になるよう日々改善していきます。

(1) ラウンジ

様々なシーンに使える、多目的なスペースとして運営します。

備品設備は、可動式の一人用の椅子・机を設置しワークショップ等様々な形で活用できる場所とします。

また、市の主催事業など公共性・公益性が高く、管理上支障のないものについては使用を許可します。

(2) ブラウジングカフェ

主にWeb学習体験の場として運営します。

無線LAN環境を構築したことで、貸出用のタブレット端末、もしくは、自身の端末（スマートフォン等）を用いて、事業提携しているスクールのサイトにアクセスをすることで、気軽にWeb学習を行える場となっています。また、Web学習の推進には、学習環境を整えることも重要と考え、ゆったりとした空間を創造し、学習を快適に行えるよう運営していきます。

(3) ポケットパーク

小さい子どもと保護者の憩いの場として、また隣接するラウンジも活用し、主に子どもを対象とした、学びや遊びで繋がる空間として運営します。

また、市の主催事業など公共性・公益性が高く、管理上支障のないものについては使用を許可します。

5 駐車場使用料の徴収・納入業務

駐車場の使用者から、使用料を徴収し、教育委員会の指定する金融機関に翌営業日（全館休館日前日分は翌々営業日）に納入します。ただし、台風・地震等の諸事情でやむを得ない場合は、延期することもあります。

駐車場使用料の減免について、千葉市生涯学習センター設置管理条例第15条、千葉市生涯学習センター管理規則第15条の規定に基づいて処理するとともに、千葉市生涯学習センター駐車場管理規程に基づき身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所有者については、手帳の提示により対応します。

6 その他業務

(1) 接客等

施設利用者の利便性及び安全性に十分配慮した接客等を行います。担当国会議等を定期的に開き、施設に関する要望や苦情に対して、誠意を持って対応できる運営体制を整えると同時に、速やかに教育委員会へ報告します。

(2) 広報活動

施設利用促進のため、ホームページの運営をはじめとして、施設案内のパンフレット、情報紙等による広報活動を、積極的かつ効果的に行います。ホームページにより、施設の写真・利用用途等の詳細情報を掲載し、利用促進を図るよう努めます。

また、講座実施に伴う受講者の公募及び重要事業や特色ある事業の展開にあたり、積極的にマスコミへの情報提供（新聞社などへ投げこみ）を行うとともに、生涯学習情報誌及びセンターホームページに掲載して、市民への情報提供に努めるとともに利用者の裾野を拡大するため、若年層がよく利用するSNSなどの媒体も活用します。

(3) 利用者支援

各種問合せや見学者への対応など、施設利用者の円滑な活動のための必要な支援を行います。

(4) 職員研修

必要に応じて従事するセンター職員に対して、内部研修（窓口対応、危機管理、情報保護・公開等）あるいは、外部研修・派遣研修（専門研修）を実施します。

また、防火管理者等、各種講習に参加させ、センター職員の資質向上に役立てます。

(5) その他

利用者の急病や災害時には、千葉市や医療機関、関係機関と協力し、的確な対応を図ります。また、事故や犯罪等については、速やかに教育委員会へ報告します。

第6章 自主事業

1 幅広い学習ニーズに合わせた講座等の実施

市民ニーズの高い講座を実施することにより、市民の学習意欲を喚起するとともに、生涯学習センターの利活用促進を図る講座を民間事業者等と協力（事業連携）して実施します。

また、専門性、特色を活かした市内大学等の公開講座を開催し、市民の生涯学習活動を促進するための学習機会の提供を図ります。

① 民間事業者等との協力による講座

事業の目的 (ねらい)	民間事業者、NPO法人等と連携することで幅広い講座を実施し、「個人の感性や適性、意欲に応じて学び、楽しみ、活動の輪を広げていくことの出来る機会」を提供する。
対 象	市民
時 期	講座による
時間・回数	12講座 実施時間未定
定 員	講座による
内 容	<p>民間企業やNPO法人等と連携・協力した市民講座を実施する。 (連携団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 親子お料理教室 ② パティシエになろうおかしのみち (NPO法人ハグミイ) ③ 小学生のおかし作り教室 クッキーズ (NPO法人ハグミイ) ④ 小学生の本格的なおかし作り教室 ショコラ (NPO法人ハグミイ) ⑤ 中高生の本格的なおかし作り教室 マカロン (NPO法人ハグミイ) ⑥ 英語でおかし作り 前期 (NPO法人ハグミイ) ⑦ 英語でおかし作り 後期 (NPO法人ハグミイ) ⑧ もぐもぐおやつとABC (NPO法人ハグミイ) ⑨ 絵本の世界を味見しよう前期 (NPO法人ハグミイ) ⑩ 絵本の世界を味見しよう後期 (NPO法人ハグミイ) ⑪ 男性のための食育講座 (千葉市栄養教職員会) ⑫ ゲームで体験するSDGs (一般社団法人イマココラボ)

② 専門性、特色を活かした大学との公開講座

事業の目的 (ねらい)	高等教育機関に所属する最新、専門的、高度な知識や技術をもつ教員を学習支援者に迎え、市民の多様化する学習ニーズに対応する。
対 象	市民
時 期	①5月 ②2月頃
時間・回数	①1.5時間×3回 1講座 ② 未定 1講座
定 員	各60人
内 容	<p>各種連携講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立正大学デリバリーカレッジ ② 東京情報大学連携講座

③ 「生涯学習アカデミーちば」

事業の目的 (ねらい)	市民の多様化する学習ニーズに対応するため、多様な学びの場を提供し、「学び直しのキッカケづくり」を提案する。
対 象	市民（在勤者を含む）
時 期	第6期 4月～3月第2土曜日（8月・1月を除く）
時間・回数	1. 5時間×10回 1講座
定 員	100人
内 容	防災、美術、教育など様々なテーマで講義を行う。

④ 財団職員の専門性を生かした講座

事業の目的 (ねらい)	財団職員の持つ専門性を生かし、市民に学習の機会を提供する。
対 象	市民
時 期	①9月 ②1月
時間・回数	①1. 5時間×2回 1講座 ②1. 5時間×2回 1講座
定 員	各50人
内 容	① ちば埋文講座 ② 埋蔵文化財ロビー巡回展講座

2 生涯学習センターをPRするために有効なイベント等の開催

千葉市の生涯学習拠点として、更に認知度・利用率を高めるために、有効なイベントを一層充実して提供します。

① 生涯学習センター第6回 夏祭りの開催

事業の目的 (ねらい)	生涯学習センターの認知度向上及び、家族とのふれあい、地域とのつながり、子どもの居場所づくりを推進することを目的として、エントランスホール、アトリウムガーデン等でイベントを実施する。
対 象	市民
時 期	7月23日（木）
時間・回数	10時～16時 1回
定 員	自由参加
内 容	縁日気分を味わえる出店や手作りゲームのコーナーなど、家族で楽しめるイベントを開催

② 新鮮野菜市等の開催

事業の目的 (ねらい)	千葉市園芸協会及び地域団体と連携して野菜や手芸品などの販売を通して、生涯学習センターへの集客を図る。
対 象	市民
時 期	①② 4月～3月
時間・回数	① 9時30分～12時30分（売り切れ次第終了）年間20回程度 ② 11時～13時 年間35回程度

内 容	① 千葉市園芸協会による新鮮野菜市の開催 ② 千葉県聴覚障害者協会らいいおん工房による野菜や手芸品などの販売
-----	---

③ 音楽コンクール等の誘致

事業の目的 (ねらい)	音楽コンクール等の事業を誘致し、生涯学習センターの周知を図る。
対 象	市民
時 期	①7月～8月 ②3月 ③未定 ④1月16日(土) ⑤未定
時間・回数	未定
定 員	—
内 容	① 第29回「ちば音楽コンクール」 共催：千葉日报社 ② 第11回ちば映画祭 共催：ちば映画祭実行委員会 ③ ちば映画祭関連事業 映画制作ワークショップ ④ 東儀秀樹雅楽ワークショップ ⑤ コンサートなど

3 生涯学習情報の発信拠点となる展示等の開催

生涯学習の中核施設としての役割を果たすため、「ちば」に関する生涯学習施設の情報を集約し市民に提供します。

① ちばが学べる施設紹介展示

事業の目的 (ねらい)	各機関や団体ごとに提供されていた「ちば」に関する生涯学習施設の情報を集約し、アトリウムガーデンを活用して市民に提供する。
対 象	市民
時 期	4月～5月
時間・回数	9時～21時 1回
内 容	千葉市立加曽利貝塚博物館、千葉市立郷土博物館、千葉市観光協会などと連携して、事業案内、施設案内や展示を行い、「ちば」に関する情報を市民に提供する。

② 遺跡調査の報告展示

事業の目的 (ねらい)	千葉市の遺跡、埋蔵文化財を広く市民に周知し、千葉市への興味・関心を醸成する。
対 象	市民
時 期	①1月 ②2月
時間・回数	9時～21時 2回
内 容	①「写真で見る千葉市の遺跡展」 ②「埋蔵文化財ロビー巡回展」
備 考	千葉市埋蔵文化財調査センターの協力により実施

第7章 モニタリング

1 モニタリング実施計画

利用者ニーズに即した管理運営を行うため、施設、設備、サービス等に関する評価項目（5段階）を入れた利用者アンケート、講座内容等の満足度（4段階）を記述する受講者アンケート、自由記述の意見等利用者モニタリングを行います。得られた結果については、評価項目別に集計、分析し、施設の管理運営に反映させ、市民、利用者に確実にフィードバックします。

2 利用者懇談会の実施

利用者、市内小・中学校関係者及び学識経験者等との意見交換会の場として、利用者懇談会を開催し、施設に対する評価や新たなニーズを把握することにより管理運営の充実に努めます。

3 第三者評価の実施

千葉県生涯学習センター学習事業について、自己点検、自己評価を行い、当該結果について外部有識者からの第三者評価を受けることにより、事業改善に役立てます。

対象事業は以下の5事業とします。

- ① 生涯学習に関する講座、講演会の開催 ちばカレッジ
- ② 生涯学習に関する講座、講演会等の開催 家庭教育の充実に関する支援
- ③ 指導者養成事業 ボランティアセンターの運営
- ④ メディア学習事業 パソコン講座
- ⑤ 生涯学習活動の支援に関する事業 市民の学習活動への支援